

令和2年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次 (令和 2 年度)

I	調査経過	5
II	調査結果 A	6
	1. 定員	6
	2. 現員	6
	3. 事業所設置年	7
	4. 利用率	8
	5. 年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	9
	6. 職員の数と構成	10
	7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	14
	8. 夜間職員の勤務状況	16
	9. 施設・事業所の建物の状況	17
	10. 主な加算・減算の状況	18
	11. 自法人での法人後見の実施状況	20
	12. 短期入所の状況	20
	13. 職員の資格取得・処遇の状況	23
III	調査結果 B	27
	1. 定員と現在員	27
	2. 年齢別施設利用者数	28
	3. 施設・事業在籍年数	31
	4. 障害支援区分等の状況	33
	5. 療育手帳程度別在所者数	33
	6. 身体障害の状況	34
	7. 精神障害の状況	36
	8. 「てんかん」の状況	37
	9. 認知症の状況	37
	10. 触法障害者の状況	38
	11. 支援度	39
	12. 医療的ケアの実施状況	42
	13. 複数事業利用者の状況	44
	14. 日中活動利用者の生活の場の状況	44
	15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	45
	16. 成年後見制度の利用状況	45
	17. 入退所の状況	46
	18. 就職の状況	52
	19. 介護保険サービスへの移行状況	56
	20. 死亡の状況	63
	調査票 A	66
	調査票 B	70

I 調査経過

令和2年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として本調査を実施した。会員事業所4,493か所に調査票を送付し、事業所単位の【調査票A】は3,280か所（回収率73.0%）、事業利用単位の【調査票B】は3,321か所（回収率73.2%）から回答を頂くことができた。

今年度は、コロナ禍の中での調査実施であり、例年通り6月1日を基準日としたものの、回収期限を遅らせたことによる影響と思われる数値の乱れが所々見られている。また、短期入所においては新型コロナウイルスの影響が顕著に現れており、令和2年4月から6月の3か月間の状況を問うているが、前年度に比すると利用実績が半減している。加えて、一人当たりの平均利用回数が減少、1事業所当たりの利用実人数も減少、また一回当たりの利用泊数は増加傾向にあり、感染拡大のための緊急事態宣言が発令されたことが色濃く影響していると考えられる。次年度においても、この状況は続くと思われるため、短期入所以外への影響も含めて、引き続き動向を追っていきたいと考えている。

この全国調査は知的障害福祉における動向・傾向を把握する上で有用なデータを経年的に積み重ねている重要な調査であるが、今年度はコロナ禍の中という大変な時期の調査となり、ご協力いただいた会員の皆様には深く感謝をしている。このデータが制度改革や報酬改定に対して要望を提出していく際のエビデンスとなるよう、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 梶 浦 英 与

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率(%)
障害児入所施設	228	176	77.2
児童発達支援センター	189	130	68.8
日中活動事業所	2,467	1,746	70.8
障害者支援施設	1,609	1,228	76.3
計	4,493	3,280	73.0

*日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

*障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率(%)	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	228	175	76.8
		児童発達支援センター	189	130	68.8
		計	417	305	73.1
	単 独 型	療 養 介 護	0	0	
		生 活 介 護	2,185	1,689	77.3
		自 立 訓 練	17	15	88.2
		就 労 移 行 支 援	15	10	66.7
		就 労 継 続 支 援 A 型	40	27	67.5
		就 労 継 続 支 援 B 型	447	316	70.7
	多機能型事業所	1,373	929	67.7	
	計	4,077	2,986	73.2	
	(うち施設入所支援)	1,609	1,231	76.5	
	事業数	4,494	3,291	73.2	

左記事業に付帯して行っている事業

自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型児童発達支援
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
2	9	
-	9	
-	53	
-	2	
-	32	
-	-	-
2	105	0
	-	
2	105	0

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,088	723	66.5
	自 立 訓 練	173	104	60.1
	就 労 移 行 支 援	431	273	63.3
	就 労 継 続 支 援 A 型	82	47	57.3
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,249	836	66.9

*障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

*自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

*財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果A（令和2年度）

[1] 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は670か所（20.4%）、30～49人の事業所は1,331か所（40.6%）、50～99人の事業所は1,153か所（35.2%）、100～199人の事業所は117か所（3.6%）であった。19人以下の事業所は2%以下、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所が50か所（28.4%）と最も多く、児童発達支援センターでも、30～39人の事業所が61か所（46.9%）と最も多かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の事業所が20～31%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が508か所（41.4%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が265か所（21.6%）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の事業所が336か所（27.4%）と最も多く、次に60～99人の事業所が323か所（26.3%）、40～49人の事業所が317か所（25.8%）と多かった。

定員規模別事業所数に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	3	18	32	50	36	16	15	4	2		176
	1.7	10.2	18.2	28.4	20.5	9.1	8.5	2.3	1.1		100
児童発達支援センター	1	11	16	61	23	13	4	1			130
	0.8	8.5	12.3	46.9	17.7	10.0	3.1	0.8			100
日中活動事業所	3	26	544	360	471	136	196	8	1	1	1,746
	0.2	1.5	31.2	20.6	27.0	7.8	11.2	0.5	0.1	0.1	100
障害者支援施設（日中）		3	13	87	243	265	508	91	10	8	1,228
		0.2	1.1	7.1	19.8	21.6	41.4	7.4	0.8	0.7	100
障害者支援施設（夜間）		5	10	173	317	336	323	51	5	8	1,228
		0.4	0.8	14.1	25.8	27.4	26.3	4.2	0.4	0.7	100
事業所数（※1）	7	58	605	558	773	430	723	104	13	9	3,280
	0.2	1.8	18.4	17.0	23.6	13.1	22.0	3.2	0.4	0.3	100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

[2] 現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、現員30人未満の事業所は748か所（22.8%）、30～49人の事業所は1,224か所（37.3%）、50～99人の事業所は1,079か所（32.9%）、100～199人の事業所は82か所（2.5%）であった。現員19人以下の事業所は263か所（8.0%）と定員規模別事業所数（65か所2.0%）に比べて多かった。しかし、150人以上の事業所は14か所（0.4%）と定員規模別事業所数（22か所、0.7%）と同様に少なかった。

た。

障害児入所施設では20～29人の事業所が44か所（25.0%）、児童発達支援センターでは30～39人の事業所が34か所（26.2%）で最も多かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の事業所が336～387か所（19～22%）と多かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が427か所（34.8%）と最も多く、次いで40～49人の事業所が259か所（21.1%）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の事業所が260～320か所（21～26%）と多かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は123か所に対し現員分布では70か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が723か所に対して現員では574か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	17 9.7	39 22.2	44 25.0	35 19.9	17 9.7	7 4.0	8 4.5	2 1.1	1 0.6		6 3.4	176 100
児童発達支援センター	2 1.5	8 6.2	20 15.4	34 26.2	25 19.2	15 11.5	15 11.5				11 8.5	130 100
日中活動事業所	20 1.1	168 9.6	387 22.2	373 21.4	336 19.2	173 9.9	182 10.4	6 0.3	2 0.1		99 5.7	1,746 100
障害者支援施設(日中)		9 0.7	34 2.8	145 11.8	259 21.1	252 20.5	427 34.8	66 5.4	5 0.4	6 0.5	25 2.0	1,228 100
障害者支援施設(夜間)	1 0.1	8 0.7	49 4.0	251 20.4	320 26.1	260 21.2	274 22.3	31 2.5	3 0.2	6 0.5	25 2.0	1,228 100
事業所数	39 1.2	224 6.8	485 14.8	587 17.9	637 19.4	447 13.6	632 19.3	74 2.3	8 0.2	6 0.2	141 4.3	3,280 100

[3] 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

障害児入所施設は、1961年～1970年に83か所（47.2%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に40か所（22.7%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に38か所（29.2%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、2001年～2010年、2011年以降に19～27所（14～20%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に640か所（36.7%）設置され、次いで、2011年以降に420か所（24.1%）設置されている。1991年～2000年も363か所（20.8%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に277か所（22.6%）、1981年～1990年に332か所（27.0%）、1991年～2000年に327か所（26.6%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（75.0%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に76.2%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	9	40	83	21	1	7	4	11	176
	5.1	22.7	47.2	11.9	0.6	4.0	2.3	6.3	100
児童発達支援センター		7	21	38	7	11	19	27	130
		5.4	16.2	29.2	5.4	8.5	14.6	20.8	100
日中活動事業所		2	21	75	225	363	640	420	1,746
		0.1	1.2	4.3	12.9	20.8	36.7	24.1	100
障害者支援施設	6	18	118	277	332	327	120	30	1,228
	0.5	1.5	9.6	22.6	27.0	26.6	9.8	2.4	100
計	15	67	243	411	565	708	783	488	3,280
	0.5	2.0	7.4	12.5	17.2	21.6	23.9	14.9	100

[4] 利用率

表4は、令和元年度1年間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率90%以上の事業所が49.3%と約半数を占めていた。

事業所種別毎の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が34.7%と低かったのに対して、利用率50%未満が10.2%と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満が20.0%、90%～100%未満が13.8%と比較的高かった。また、100%超が18.5%とおおよそ5か所に1か所は年間利用率が100%を超えていた。日中活動事業所では、80～90%未満の事業所が23.0%、90～100%未満の事業所が25.3%と高かった。利用率100%超の事業所も15.2%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満の事業所が50.6%と約半数を占めていた。利用率100%超の事業所も12.7%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が68.8%と高く、利用率80%未満の事業所は5.0%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が50.6%、児童発達支援センターが51.5%、日中活動事業所が46.2%、障害者支援施設（日中）が29.2%、障害者支援施設（夜間）が17.3%であった。

表4 利用率（令和元年度）

（事業所数・下段は％）

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	18	12	13	16	30	42	13	6	26	176
	10.2	6.8	7.4	9.1	17.0	23.9	7.4	3.4	14.8	100
児童発達支援センター	8	6	10	17	26	18	1	24	20	130
	6.2	4.6	7.7	13.1	20.0	13.8	0.8	18.5	15.4	100
日中活動事業所	45	37	101	222	402	441	11	266	221	1,746
	2.6	2.1	5.8	12.7	23.0	25.3	0.6	15.2	12.7	100
障害者支援施設(日中)	13	13	44	81	207	621	19	156	74	1,228
	1.1	1.1	3.6	6.6	16.9	50.6	1.5	12.7	6.0	100
障害者支援施設(夜間)	14	5	14	29	151	845	28	63	79	1,228
	1.1	0.4	1.1	2.4	12.3	68.8	2.3	5.1	6.4	100
事業所数	84	68	168	336	665	1,122	44	452	341	3,280
	2.6	2.1	5.1	10.2	20.3	34.2	1.3	13.8	10.4	100

〔5〕年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、令和元年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が54.2%と約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.3%と、226～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が53.8%と最も多く、次いで、251～275日が17.7%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が56.9%と最も多く、次いで、226～250日が27.5%であった。

表6は、令和元年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間未満が45.3%と多く、次いで、7～8時間未満が32.3%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.1%、10時間以上は0.9%とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターは、6～7時間未満が31.5%と多く、4～5時間未満が23.8%、5～6時間未満が23.1%で比較的多かった。開所時間が4時間未満の事業所はなく、8時間以上の事業所は13.8%であった。

日中活動事業所は、6～7時間未満が46.3%と最も多く、次いで、7～8時間未満が34.2%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.1%、8時間以上の事業所は8.5%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

表5 令和元年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	2	17	70	23	13			5	130
	1.5	13.1	53.8	17.7	10.0			3.8	100
日中活動事業所	7	9	480	994	98	55	45	58	1,746
	0.4	0.5	27.5	56.9	5.6	3.2	2.6	3.3	100
計	9	26	550	1,017	111	55	45	63	1,876
	0.5	1.4	29.3	54.2	5.9	2.9	2.4	3.4	100

表6 令和元年度の1日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター			31	30	41	9	15	3		1	130
			23.8	23.1	31.5	6.9	11.5	2.3		0.8	100
日中活動事業所		2	17	130	809	597	134	6	8	43	1,746
		0.1	1.0	7.4	46.3	34.2	7.7	0.3	0.5	2.5	100
計		2	48	160	850	606	149	9	8	44	1,876
		0.1	2.6	8.5	45.3	32.3	7.9	0.5	0.4	2.3	100

[6] 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が931人79.5%（前年度83.1%）、非常勤が83人7.1%（前年度7.1%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,438人75.3%（前年度77.1%）、非常勤が220人11.5%（前年度13.3%）であった。看護師は、常勤専従が320人67.7%（前年度67.7%）、非常勤が60人12.7%（前年度14.4%）であり、他の職種に比べて看護師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が32.3%（前年度33.2%）、生活支援員・児童指導員が49.8%（前年度50.4%）、看護師が11.1%（前年度10.4%）であった。

次に、常勤兼務について見ると、換算数を実人数で割り戻した一人当たりの平均は、保育士0.79人、生活支援員・児童指導員0.67人であるのに対し、看護師0.32人、その他専門職0.19人と低くなっており、法人内で他の事業所と兼務をしている状況があると推測される。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	87	91	45.1	0	0.0	178	132.1
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	191	29	21.0	1	0.8	221	212.8
③保育士	931	157	124.3	83	52.6	1,171	1,107.9
④生活支援員・児童指導員	1,438	251	169.3	220	121.9	1,909	1,729.2
⑤職業指導員・就労支援員	78	9	6.9	3	2.6	90	87.5
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	320	93	29.4	60	40.1	473	389.5
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	119	52	9.8	18	8.8	189	137.6
直接支援職員小計	2,886	562	339.7	384	226.0	3,832	3,451.7
⑧医師	18	19	6.7	66	6.8	103	31.5
⑨管理栄養士	57	19	7.9	3	1.2	79	66.1
⑩栄養士	36	28	14.8	6	2.4	70	53.2
⑪調理員	172	83	42.6	167	83.4	422	298.0
⑫送迎運転手	10	7	3.0	10	5.7	27	18.7
⑬事務員	213	117	52.9	48	27.1	378	293.0
⑭その他職種	119	33	14.3	203	112.4	355	245.7
合計	3,789	988	548.0	888	465.8	5,665	4,802.8

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が769人59.0%（前々年度68.2%、前年度64.6%）、非常勤が464人35.6%（前々年度28.4%、前年度29.4%）であった。また、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が357人63.2%（前々年度68.8%、前年度63.9%）、非常勤が158人28.0%（前々年度23.5%、前年度26.7%）であり、保育士とともに常勤専従の割合が減少、非常勤の割合が増加傾向を示している。看護師においては、常勤専従が26人35.6%（前年度29.5%）、非常勤が43人58.9%（前年度60.3%）であった。前年度に引き続き、他の職種に比べて看護師の常勤専従の割合が低くなっており、障害児入所施設に比べると30ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が63.5%（前年度65.0%）、生活支援員・児童指導員が29.5%（前年度28.5%）、看護師が2.1%（前年度1.8%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		計	常勤換算後の計	
			非常勤	非常勤兼務の換算数			
①施設長・管理者	70	62	30.1	1	1.0	133	101.1
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	119	27	13.5	1	0.8	147	133.3
③保育士	769	71	46.8	464	238.8	1,304	1,054.6
④生活支援員・児童指導員	357	50	35.2	158	74.6	565	466.8
⑤職業指導員・就労支援員	0	0	0.0	2	1.1	2	1.1
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	26	4	2.0	43	19.8	73	47.8
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	59	63	18.9	66	19.0	188	96.9
直接支援職員小計	1,211	188	102.9	733	353.3	2,132	1,667.2
⑧医師	1	9	0.9	17	1.0	27	2.9
⑨管理栄養士	24	14	5.0	3	0.5	41	29.5
⑩栄養士	27	7	9.6	10	4.3	44	40.9
⑪調理員	42	17	4.8	111	52.3	170	99.1
⑫送迎運転手	32	6	3.1	88	33.4	126	68.5
⑬事務員	65	34	16.1	32	16.7	131	97.8
⑭その他職種	40	8	2.8	61	29.9	109	72.7
合計	1,631	372	188.8	1,057	493.2	3,060	2,313.0

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が9,095人51.1%（前年度52.7%）、非常勤が6,243人35.1%（前年度34.1%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,427人56.1%（前年度54.7%）、非常勤が1,433人33.1%（前年度33.4%）であった。看護師は、常勤専従が413人26.8%（前々年度25.5%、前年度26.4%）、非常勤が930人60.3%（前年度59.6%）であった。日中活動事業所では、看護師の常勤専従の割合は年々微増傾向にあるも、児童発達支援センターよりも、さらに低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が74.9%（前年度74.5%）、職業指導員・就労支援員が20.0%（前年度20.4%）、看護師が3.4%（前年度3.3%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		計	常勤換算後の計	
			非常勤	非常勤兼務の換算数			
①施設長・管理者	648	1,085	508.7	38	19.8	1,771	1,176.5
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,292	680	397.6	12	11.9	1,984	1,701.5
③保育士	83	23	14.8	43	34.3	149	132.1
④生活支援員・児童指導員	9,095	2,444	1,843.1	6,243	3,497.4	17,782	14,435.5
⑤職業指導員・就労支援員	2,427	463	350.0	1,433	855.6	4,323	3,632.6
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	413	200	81.7	930	301.9	1,543	796.6
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	123	30	11.7	153	39.8	306	174.5
直接支援職員小計	12,141	3,160	2,301.3	8,802	4,729.0	24,103	19,171.3
⑧医師	2	10	1.2	113	10.6	125	13.8
⑨管理栄養士	34	57	20.3	27	10.3	118	64.6
⑩栄養士	81	94	37.6	69	23.0	244	141.6
⑪調理員	161	178	62.1	802	365.0	1,141	588.1
⑫送迎運転手	44	34	6.8	785	264.3	863	315.1
⑬事務員	578	450	210.7	288	147.0	1,316	935.7
⑭その他職種	400	79	46.2	350	168.4	829	614.6
合計	15,381	5,827	3,592.5	11,286	5,749.3	32,494	24,722.8

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が26,292人67.8%（前年度68.2%）、非常勤が7,350人19.0%（前年度19.0%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が441人63.2%（前年度60.6%）、非常勤が173人24.8%（前年度28.5%）であった。看護師は、常勤専従が1,553人64.7%（前年度61.2%）、非常勤が473人19.7%（前年度22.3%）であった。障害者支援施設では、看護師の常勤専従の割合が障害児入所施設と同程度で、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.0%（前年度92.4%）、職業指導員・就労支援員が1.5%（前年度1.6%）、看護師が5.4%（前年度5.2%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

また別の角度から、直接支援職員における看護師の割合（常勤換算後）について見た場合、前々年度5.19%、前年度5.33%、今年度5.58%となっており、加えて、一事業所当たりの看護師の平均人数（常勤換算後）も前々年度1.61人、前年度1.65人、今年度1.72人と増加していることから、医療的ケアの必要な利用者が増えてきている状況にあると推測される。

以上、表7-1から表7-4の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別にみると、障害児入所施設が75.3%（前年度77.3%）、児童発達支援センターが56.8%（前年度59.7%）、日中活動事業所が50.4%（前年度51.3%）、障害者支援施設が67.4%（前年度67.4%）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

また、直接支援職員における非常勤の割合は、児童発達支援センターが34.4%（前々年度30.1%、前年度30.8%）、日中活動事業所が36.5%（前々年度34.9%、前年度35.7%）となっており、日中系の事業所において増加傾向を示している。加えて、直接支援職員を含む事業所全体の職員数においても同様の傾向がうかがえる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計	常勤換算後の計
			非常勤	非常勤兼務の換算数		
①施設長・管理者	682	590	16	10.1	1,288	1,071.9
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,446	574	13	8.7	2,033	1,789.1
③保育士	213	33	32	30.2	278	252.7
④生活支援員・児童指導員	26,292	5,136	7,350	4,330.2	38,778	24,829.2
⑤職業指導員・就労支援員	441	84	173	95.0	698	592.6
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,553	373	473	266.0	2,399	2,113.2
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	69	55	106	23.8	230	116.3
直接支援職員小計	28,568	5,681	8,134	4,745.2	42,383	37,904.0
⑧医師	5	13	227	26.4	245	32.9
⑨管理栄養士	532	87	14	7.4	633	624.1
⑩栄養士	515	121	50	23.2	686	620.7
⑪調理員	1,815	314	832	431.3	2,961	2,498.6
⑫送迎運転手	35	26	177	67.0	238	113.8
⑬事務員	1,879	667	346	216.4	2,892	2,532.1
⑭その他職種	297	98	800	374.0	1,195	724.5
合計	35,774	8,171	10,609	5,909.7	54,554	47,911.7

表7-5は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が150%（前年度140%）、児童発達支援センターが100%（前年度100%）、障害者支援施設が102%（前年度103%）で、常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は80%（前年度83%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

次に、事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は176%（前年度165%）、児童発達支援センターは138%（前年度132%）、日中活動事業所は129%（前年度131%）、障害者支援施設は135%（前年度138%）となっており、どの事業所種別も配置義務員数を大きく超えて運営されていることがわかる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答事業所実数 (A)	指定基準上の配置義務員数 (B)	1施設あたりの配置義務員数 (B) / (A)	常勤専従 (C)	常勤専従の配置率 (C) / (B)	常勤兼務		非常勤	非常勤兼務の換算数	常勤換算後の計 (D)	常勤換算後の配置率 (D) / (B)
						常勤兼務	常勤兼務の換算数				
障害児入所施設	101	1,011	10.0	1,514	150%	250	175.6	155	90.9	1,780.5	176%
児童発達支援センター	80	752	9.4	749	100%	119	69.8	415	219.2	1,038.0	138%
日中活動事業所	1,033	8,819	8.5	7,036	80%	1,997	1,463.2	5,294	2,870.3	11,369.5	129%
障害者支援施設	735	16,715	22.7	17,115	102%	3,265	2,511.1	4,940	2,874.2	22,500.3	135%

〔7〕 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性が76.3%（前々年度74.4%、前年度75.7%）に対して、女性は59.1%（前々年度56.5%、前年度58.1%）と開きはあるものの、男女合計では66.1%（前々年度63.8%、前年度65.3%）で、全体的に微増傾向にあることがわかる。「〔6〕 職員の数と構成」で前述したように、職員全体では非常勤の割合が微増傾向にあるものの、常勤職員においては正規化が進んでいるといえる。

階層別にみると、非正規化が進んだのは女性の20歳未満の階層34.0%（前年度29.4%）であり、今年度より設けた70歳以上の階層については前年度との比較は出来ないが、それ以外の階層においては全て正規職員の割合がアップしていた。年代別では、男性は正規の割合が20代から40代までは90%前後、50代でも80.5%が正規職員であるのに対し、女性は20代の86.6%をピークに30代で70.9%、40～50代では60%前後にまで正規職員の割合は落ちている。また、60歳を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳で定年退職し期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が多く、1年以内に雇われた職員においては、前々年度52.9%、前年度50.7%、今年度48.2%と微減傾向にはあるものの、全体の約半数が非正規職員となっ

ている。また、その傾向は女性に顕著で、1年未満、3年未満、5年未満ともに5割前後（52.1%、48.1%、46.1%）が非正規職員であった。

表8 年齢と性別

(人・下段は%)

		20未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
男性	正規	78	5,239	8,491	8,056	5,165	1,510	539	271	29,349
		72.2	89.5	92.9	90.6	80.5	44.2	19.5	14.5	76.3
女性	正規	138	7,507	6,786	8,742	7,718	1,635	388	140	33,054
		66.0	86.6	70.9	60.7	57.2	31.4	13.9	9.1	59.1
計	正規	216	12,746	15,277	16,798	12,883	3,145	927	411	62,403
		68.1	87.7	81.7	72.1	64.7	36.5	16.7	12.0	66.1
	非正規	30	616	650	836	1,248	1,907	2,226	1,600	9,113
		27.8	10.5	7.1	9.4	19.5	55.8	80.5	85.5	23.7
	非正規	71	1,166	2,783	5,667	5,768	3,564	2,411	1,403	22,833
		34.0	13.4	29.1	39.3	42.8	68.6	86.1	90.9	40.9
	非正規	101	1,782	3,433	6,503	7,016	5,471	4,637	3,003	31,946
		31.9	12.3	18.3	27.9	35.3	63.5	83.3	88.0	33.9

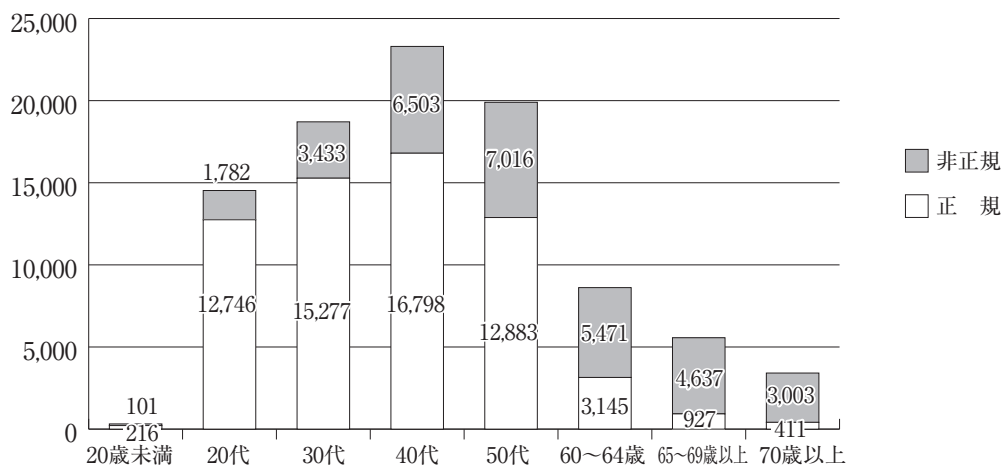
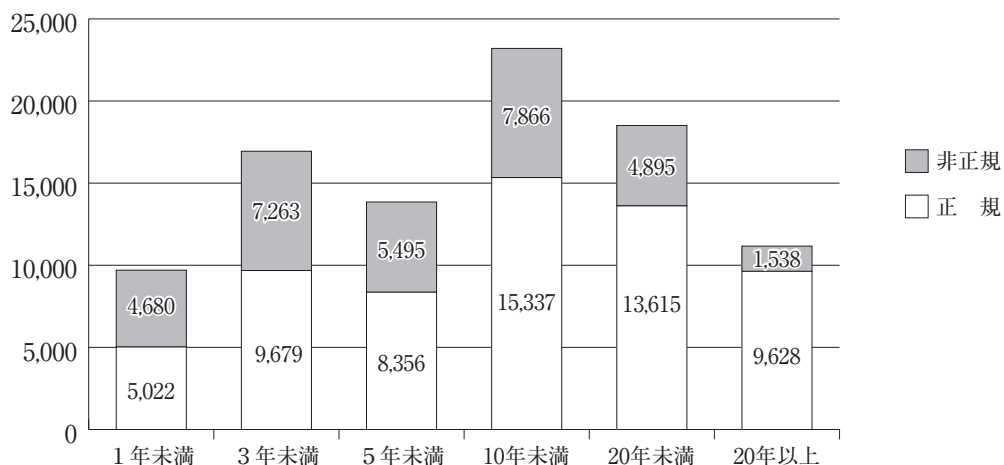


表9 同一法人内での勤務年数

(人・下段は%)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,056	4,145	3,750	7,302	6,663	5,202	29,118
		58.6	66.1	70.7	76.8	85.8	90.8	76.4
女性	正規	2,966	5,534	4,606	8,035	6,952	4,426	32,519
		47.9	51.9	53.9	58.7	64.7	81.5	58.8
計	正規	5,022	9,679	8,356	15,337	13,615	9,628	61,637
		51.8	57.1	60.3	66.1	73.6	86.2	66.0
	非正規	1,452	2,124	1,553	2,206	1,107	530	8,972
		41.4	33.9	29.3	23.2	14.2	9.2	23.6
	非正規	3,228	5,139	3,942	5,660	3,788	1,008	22,765
		52.1	48.1	46.1	41.3	35.3	18.5	41.2
	非正規	4,680	7,263	5,495	7,866	4,895	1,538	31,737
		48.2	42.9	39.7	33.9	26.4	13.8	34.0



[8] 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が96か所56.5%（前々年度52.1%，前年度54.2%），障害者支援施設が953か所78.6%（前々年度76.6%，前年度77.0%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で74か所43.5%（前々年度47.9%，前年度45.8%），障害者支援施設は260か所21.4%（前々年度23.4%，前年度23.0%）となっており、両事業種別とも「夜勤体制のみ」が微増傾向を示している。

また、1夜あたりの1事業所における平均職員数は、障害児入所施設で2.7人（前年度2.7人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で10.8人（前年度10.6人）、障害者支援施設で17.1人（前年度17.6人）となっている。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	96	953	1,049
	割合	56.5%	78.6%	75.8%
	夜間職員総数(※1)	229	2,746	2,975
	1事業所平均職員数(※2)	2.4	2.9	2.8
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数(※3)	11.6	17.9	17.4
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	74	260	334
	割合	43.5%	21.4%	24.2%
	夜間職員総数	224	920	1,144
	うち夜勤	86	597	683
	うち宿直	138	323	461
	1事業所平均職員数	3.0	3.5	3.4
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	9.9	14.8	16.5
全体(無回答除く)	事業所数	170	1,213	1,383
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	453	3,666	4,119
	1事業所平均職員数	2.7	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.8	17.1	16.4

(※1) 夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

(※2) 1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

(※3) 1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

[9] 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものであり3,280事業所から回答を得た。

「建替えの必要あり」は、全体で642か所19.6%（前年度18.5%）と、およそ5か所中1か所が建て替えの必要ありと答えた。事業種別では、障害児入所施設で34か所19.3%（前々年度25.0%、前年度22.7%）、児童発達支援センターは25か所19.2%（前々年度21.2%、前年20.7%）、日中活動事業所は223か所12.8%（前年度12.2%）、障害者支援施設は360か所29.3%（前年度26.3%）となっており、児童関係の事業種別において減少傾向がみられている。なお、「現在建て替え中」は全体で42か所1.28%（前年度36か所1.09%）であった。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で59.6%（前々年度57.2%、前年度56.8%）と近年は横ばいの状況であるが、障害児入所施設に注目すると63.5%（前々年度59.8%、前年度60.8%）と増加傾向にあることがわかる。「2人部屋利用」は全体で32.3%（障害児入所施設23.0%、障害者支援施設33.0%）となっており、「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合は90%を超えている。一方、「4人部屋利用」以上は1,903部屋3.9%であり、およそ8千人弱の利用者がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	34 19.3	25 19.2	223 12.8	360 29.3	642 19.6
建替えの必要なし	130 73.9	84 64.6	1,213 69.5	797 64.9	2,224 67.8
現在建て替え中	4 2.3		12 0.7	26 2.1	42 1.3
無回答	8 4.5	21 16.2	298 17.1	45 3.7	372 11.3
計	176 100	130 100	1,746 100	1,228 100	3,280 100

※建替えの必要ありと回答した642施設のうち、築年数30年以上が459施設、そのうち50年以上が36施設

表12 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,378 63.5	26,502 59.3	28,880 59.6
2人部屋利用	860 23.0	14,780 33.0	15,640 32.3
3人部屋利用	190 5.1	1,855 4.1	2,045 4.2
4人部屋利用	286 7.6	1,566 3.5	1,852 3.8
5人以上利用	29 0.8	22 0.0	51 0.1
計	3,743 100	44,725 100	48,468 100

[10] 主な加算・減算の状況

1. 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、概ね取得できている加算として福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ・特別）3,221か所98.2%（前年度90.7%）がある。また、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）2,758か所84.1%（前年度82.9%）、送迎加算1,421か所81.4%（前年度82.7%）、食事提供体制加算1,389か所74.0%（前年度76.0%）となっている。その他今年度から集計を始めた特定処遇改善加算は、1,546か所（47.1%）に留まっている。

また、入所系事業所が取得できる重度障害者支援加算（Ⅱ）は748か所53.3%（前年度732か所50.9%）で微増、平成30年度より新設された生活介護事業（障害者支援施設が行う生活介護を除く）にて取得可能な重度障害者支援加算については、357か所20.4%（前年度273か所15.7%）で、前年度より4.7ポイント増加している。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	111 63.1	72 55.4	1,249 71.5	866 70.5	2,298 70.1
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	14 8.0	10 7.7	166 9.5	128 10.4	318 9.7
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	10 5.7	6 4.6	136 7.8	111 9.0	263 8.0
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 0.6	2 1.5	3 0.2	9 0.7	15 0.5
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	3 1.7		22 1.3	8 0.7	33 1.0
福祉・介護職員処遇改善特別加算	11 6.3	10 7.7	154 8.8	119 9.7	294 9.0
特定処遇改善加算	82 46.6	48 36.9	793 45.4	623 50.7	1,546 47.1
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	56 31.8	33 25.4	670 38.4	484 39.4	1,243 37.9
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	18 10.2	10 7.7	250 14.3	197 16.0	475 14.5
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	82 46.6	55 42.3	561 32.1	342 27.9	1,040 31.7
夜勤職員配置体制加算				786 64.0	786 64.0
重度障害者支援加算（Ⅰ）	77 43.8			136 11.1	213 15.2
重度障害者支援加算（Ⅱ）	31 17.6			717 58.4	748 53.3
人員配置体制加算			509 29.2	861 70.1	1,370 46.1
1対1.7			216	457	673
1対2.0			124	233	357
1対2.5			169	178	347
重度障害者支援加算			357 20.4		357 20.4
食事提供体制加算		110 84.6	1,279 73.3		1,389 74.0
送迎加算			1,421 81.4		1,421 81.4
延長支援加算		19 14.6	87 5.0		106 5.7
開所時間減算		15 11.5	53 3.0		68 3.6
事業所実数	176 100	130 100	1,746 100	1,228 100	3,280 100

[11] 自法人での法人後見の実施状況

表14は事業所種別毎に自法人における法人後見（成年後見）の実施状況を示したものである。（本調査は事業所単位で回答を求めているものであるが、本設問では自法人での実施状況を問うているため、同一法人の複数事業所が重複して回答している場合がある。）

「実施している」と回答したのは122か所で、全体の3.7%であった。

表14 自法人での法人後見の実施状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	9	8	59	46	122
	5.1	6.2	3.4	3.7	3.7
実施していない	161	108	1,650	1,168	3,087
	91.5	83.1	94.5	95.1	94.1
無回答	6	14	37	14	71
	3.4	10.8	2.1	1.1	2.2
計	176	130	1,746	1,228	3,280
	100	100	100	100	100

[12] 短期入所の状況

1. 短期入所の実施状況

表15は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況である。回答のあった1,404か所（障害児入所施設176か所、障害者支援施設1,228か所）のうち、1,299か所92.5%（障害児入所施設87.5%、障害者支援施設93.2%）が短期入所事業を実施しており、入所系に対する短期入所のニーズの高さがうかがえる。

表15 短期入所の実施状況

（事業所数・下段は%）

		実施している			実施していない	無回答	計
		併設型	空床利用型	無回答			
障害児入所施設	154	88	59	10	13	9	176
	87.5	57.1	38.3	6.5	7.4	5.1	100
障害者支援施設	1,145	924	185	48	64	19	1,228
	93.2	80.7	16.2	4.2	5.2	1.5	100
計	1,299	1,012	244	58	77	28	1,404
	92.5	77.9	18.8	4.5	5.5	2.0	100

表16は、障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は児・者合計で1,012か所と、短期入所を実施している1,299か所（表15）の77.9%にあたる。定員規模は、4人が310か所30.6%（前年度320か所30.3%）と最も多く、児・者別にみても4人を含む上位3項目は定員5人以下の規模であった。一方、定員10人以上は、児童入所で8か所（9.1%）、障害者支援施設においては72か所（7.8%）であった。

表16 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	3 3.4	20 22.7	8 9.1	23 26.1	12 13.6	9 10.2	1 1.1	3 3.4		6 6.8	1 1.1	1 1.1	1 1.1	88 100
障害者支援施設	24 2.6	186 20.1	78 8.4	287 31.1	109 11.8	90 9.7	23 2.5	35 3.8	10 1.1	43 4.7	16 1.7	13 1.4	10 1.1	924 100
事業所数	27 2.7	206 20.4	86 8.5	310 30.6	121 12.0	99 9.8	24 2.4	38 3.8	10 1.0	49 4.8	17 1.7	14 1.4	11 1.1	1,012 100

表17は令和2年4月～令和2年6月までの3か月間における短期入所の利用実績（利用実人数と利用延べ件数及び利用延べ泊数から、1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数）を見・者施設毎に整理したものである。全体では、3か月間に11,607人が27,081回（件）短期入所を利用していた。前年度の20,704人、64,098回（件）と比較すると半減しており、新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言が発令されたことが大きく影響していることが想定される。また、その内の利用実人数では90.6%、利用延べ件数でも89.1%を障害者支援施設が占めている。

利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数をみると、全体では2.3回（件）（前年度3.1回（件））、障害者支援施設2.3回（件）（前年度3.1回（件））、障害児入所施設2.7回（件）（前年度2.7回（件））であった。また、利用実人数11,607人を表15の短期入所実施事業所数1,299か所で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では8.9人（前年度15.3人）で、障害者支援施設9.2人（前年度15.4人）、障害児入所施設7.1人（前年度15.1人）となっており、やはり新型コロナウイルスの影響を色濃く受けていると推察される。

表17 利用実績（令和2年4月～令和2年6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）		利用泊数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
			うち緊急利用加算を取得した件数			
障害児入所施設	1,088 9.4	2,939 10.9	81 7.4	10,242 7.9	2.7	7.1
障害者支援施設	10,519 90.6	24,142 89.1	1,018 92.6	119,080 92.1	2.3	9.2
計	11,607 100	27,081 100	1,099 100	129,322 100	2.3	8.9

表17-2 表17の利用件数（延べ）内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
障害児入所施設	1,433 48.8	723 24.6	173 5.9	252 8.6	54 1.8	43 1.5	87 3.0	174 5.9	2,939 100
障害者支援施設	10,469 43.4	4,427 18.3	2,111 8.7	2,122 8.8	532 2.2	426 1.8	1,846 7.6	2,209 9.2	24,142 100
計	11,902 43.9	5,150 19.0	2,284 8.4	2,374 8.8	586 2.2	469 1.7	1,933 7.1	2,383 8.8	27,081 100

表17-2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を見・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊43.9%、2位2泊19.0%となっており、1～2泊で全体の63.0%、6泊以内で全体の80.2%を占めた。また、29泊以上が1,933件7.1%（前年度1,239件1.9%）と著しく増えていることも新型コロナウイルスの影響によるものと考えられる。

表18は調査基準日現在（令和2年6月1日）利用中の児者の最長利用泊数を見・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の児者は669人であったが、短期入所サービスの利用期間上限である30泊以上の利用は319人、47.7%（前年度262人、30.3%）、更に30年度から規制がかかった年間利用日数180日を超える180泊以上の利用も60人、9.0%（前年度62人、7.2%）であった。30泊以上が増えていることも新型コロナウイルスの影響であろう。

表18 現在利用中(滞在中)の児者の最長泊数

(利用件数・下段は%)

	～7泊	8～14泊	15～19泊	20～29泊	30～59泊	60～89泊	90～179泊	180泊以上	計
障害児入所施設	40 60.6	2 3.0	1 1.5	4 6.1	8 12.1	6 9.1	5 7.6		66 100
障害者支援施設	204 33.8	45 7.5	12 2.0	42 7.0	122 20.2	45 7.5	73 12.1	60 10.0	603 100
計	244 36.5	47 7.0	13 1.9	46 6.9	130 19.4	51 7.6	78 11.7	60 9.0	669 100

表19は、3ヶ月間で最長支給期間の180泊以上連続で利用した児者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。544事業所から864件の回答を得たが、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で232事業所429件（49.7%）、2位が「家族の病気等のため」で102事業所140件（16.2%）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は、326事業所562件（65.0%）となっており、おそらくこの5割を超える入所・入居待機群の中には、1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。

表19 年間180日以上利用した方の理由

(下段は%)

		障害児入所施設	障害者支援施設	計		
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	15 46.9	217 42.4	232 42.6	
		人数	28 58.3	401 49.1	429 49.7	
	グループホームへの入居待機のため	事業所数	2 6.3	55 10.7	57 10.5	
		人数	4 8.3	84 10.3	88 10.2	
	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	1 3.1	36 7.0	37 6.8	
		人数	1 2.1	44 5.4	45 5.2	
	本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	4 12.5	30 5.9	34 6.3
			人数	4 8.3	30 3.7	34 3.9
		家族の病気等のため	事業所数	4 12.5	98 19.1	102 18.8
人数			4 8.3	136 16.7	140 16.2	
地域での自立した生活をするための事前準備のため		事業所数	1 3.1	16 3.1	17 3.1	
		人数	1 2.1	27 3.3	28 3.2	
その他	事業所数	5 15.6	60 11.7	65 11.9		
	人数	6 12.5	94 11.5	100 11.6		
計	事業所数	32	512	544		
	人数	48	816	864		

[13] 職員の資格取得・処遇の状況

1. 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表20は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士23.8%（前年度23.4%、前々年度22.3%）、2位保育士12.2%（前年度12.6%、前々年度13.0%）、3位介護職員初任者研修修了9.7%（前年度10.6%、前々年度11.5%）で、4位に社会福祉士8.5%（前年度8.3%、前々年度8.1%）であった。保育士と介護職員初任者研修修了については年々微減しているものの、介護福祉士と社会福祉士は年々微増している。

障害児入所施設、児童発達支援センターで見ると、1位保育士44.2%（前年度43.2%）、2位介護福祉士12.1%（前年度11.6%）、3位社会福祉士9.9%（前年度9.5%）となっており、障害者支援施設、日中活動事業所では、1位介護福祉士24.9%（前年度24.5%）、2位介護職員初任者研修修了10.3%（前年度

11.2%)、3位保育士9.4%（前年度9.7%）の順となっている。

表20 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	595	124	5,001	11,523	17,243	23.8
社会福祉士	384	209	2,265	3,265	6,123	8.5
精神保健福祉士	77	23	481	754	1,335	1.8
保育士	1,308	1,329	1,697	4,524	8,858	12.2
知的障害援助専門員	49	12	369	856	1,286	1.8
知的障害福祉士	8	6	39	97	150	0.2
介護職員初任者研修修了	166	53	2,890	3,946	7,055	9.7
その他	98	83	593	1,276	2,050	2.8
直接支援職員実数	3,832	2,132	24,103	42,383	72,450	100

表21は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士といわれる社会福祉士が2,374か所72.4%（前年度72.2%、前々年度71.8%）、介護福祉士が2,382か所72.6%（前年度71.3%、前々年度69.9%）、精神保健福祉士が1,331か所40.6%（前年度40.0%、前々年度38.3%）が上位3位である。これらは年々増加傾向にあり、福祉専門職員配置等加算の要件に該当する資格であることが影響していると推測される。

障害児入所施設と児童発達支援センターにおいては、精神保健福祉士ではなく保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表21 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	94	36	1,232	1,020	2,382	72.6
社会福祉士	108	69	1,259	938	2,374	72.4
精神保健福祉士	61	30	729	511	1,331	40.6
保育士	73	57	155	132	417	12.7
知的障害援助専門員	18	9	241	196	464	14.1
知的障害福祉士	2	2	102	84	190	5.8
介護職員初任者研修修了	13	10	251	168	442	13.5
その他	18	16	122	112	268	8.2
事業所実数	176	130	1,746	1,228	3,280	100

[資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表22・表23は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。3,280事業所のうち最も多かったのは「給与手当への反映」1,988か所60.6%（前年度59.7%）で、全体の6割強となっている。次いで、「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」1,129か所34.4%（前年度33.5%）、「資格取得一時金として1回のみ支給」709か所21.6%（前年度21.7%）、「昇進昇格等処遇への反映」555か所16.9%（前年度17.3%）の順であった。

表23は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している1,129か所の補助内容を表しており、「全額補助」は219か所19.4%（前年度18.1%）、「一部補助」は761か所67.4%（前年度69.7%）であった。

表22 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	49	39	617	424	1,129	34.4
資格取得一時金として1回のみ支給	43	25	342	299	709	21.6
昇進昇格等処遇への反映	27	15	271	242	555	16.9
給与手当への反映	73	45	1,096	774	1,988	60.6
その他	21	13	143	134	311	9.5
事業所実数	176	130	1,746	1,228	3,280	100

表23 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	15	7	121	76	219	19.4
一部補助	27	25	418	291	761	67.4
その他	5	4	55	42	106	9.4
補助ありの事業所実数	49	39	617	424	1,129	100

表24は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,988事業所、その対象としている資格について事業所種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に三福祉士が多く、介護福祉士1,710か所86.0%（前年度90.7%）社会福祉士1,686か所84.8%（前年度91.5%）、精神保健福祉士1,364か所68.6%（前年度71.8%）の順で、次いで保育士631か所31.7%（前年度31.1%）となっている。

表24 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	57 78.1	31 68.9	944 86.1	678 87.6	1,710 86.0
社会福祉士	53 72.6	35 77.8	927 84.6	671 86.7	1,686 84.8
精神保健福祉士	46 63.0	23 51.1	766 69.9	529 68.3	1,364 68.6
保育士	37 50.7	20 44.4	324 29.6	250 32.3	631 31.7
知的障害援助専門員	7 9.6	3 6.7	77 7.0	69 8.9	156 7.8
知的障害福祉士	2 2.7		41 3.7	35 4.5	78 3.9
介護職員初任者研修修了	7 9.6	4 8.9	124 11.3	72 9.3	207 10.4
その他	14 19.2	18 40.0	206 18.8	173 22.4	411 20.7
給与手当への反映事業所数	73	45	1,096	774	1,988

表25は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,988事業所が、毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。

給与手当への反映事業所数が最も多いのは、介護福祉士86.0%（前年度86.9%）、次いで社会福祉士

84.8%（前年度87.2%）、精神保健福祉士68.6%（前年度69.1%）、保育士31.7%（前年度30.4%）となっている。

資格毎にみると、介護福祉士と保育士では、「1～3,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」、「5,001～10,000円」の順となっている。社会福祉士では「5,001～10,000円」、次いで「3,001円～5,000円」、精神保健福祉士では「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「5,001円～10,000円」となっている。

表25 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	1～ 3,000円	3,001～ 5,000円	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001円 以上	計	給与手当への反映事業 所数（%）	有効回答事 業所数 （%）
介護福祉士	640 37.4	608 35.6	389 22.7	58 3.4	15 0.9	1,710 100	86.0	52.1
社会福祉士	446 26.5	492 29.2	562 33.3	144 8.5	42 2.5	1,686 100	84.8	51.4
精神保健福祉士	396 29.0	426 31.2	425 31.2	92 6.7	25 1.8	1,364 100	68.6	41.6
保育士	255 40.4	229 36.3	110 17.4	26 4.1	11 1.7	631 100	31.7	19.2
知的障害援助専門員	99 63.5	39 25.0	13 8.3	2 1.3	3 1.9	156 100	7.8	4.8
知的障害福祉士	33 42.3	13 16.7	25 32.1	3 3.8	4 5.1	78 100	3.9	2.4
介護職員初任者研修 修了	149 72.0	46 22.2	5 2.4	5 2.4	2 1.0	207 100	10.4	6.3
その他	184 44.8	113 27.5	77 18.7	29 7.1	8 1.9	411 100	20.7	12.5
事業所実数							1,988	3,280

表26は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,988事業所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」は1,267か所63.7%（前年度59.5%）、「上限はない」は230か所11.6%（前年度11.7%）であった。

表26 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	44	30	664	529	1,267	63.7
上限はない	9	2	129	90	230	11.6
無回答	20	13	303	155	491	24.7
計	73	45	1,096	774	1,988	100

Ⅲ 調査結果B

1. 定員と現在員

表27 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	45 25.7	51 29.1	37 21.1	17 9.7	12 6.9	10 5.7	1 0.6	2 1.1		175 100	
	児童発達支援センター	22 16.9	64 49.2	22 16.9	16 12.3	3 2.3	2 1.5	1 0.8			130 100	
	計 (I)	67 22.0	115 37.7	59 19.3	33 10.8	15 4.9	12 3.9	2 0.7	2 0.7		305 100	
障害者総合支援法	日中系 単独型	療養介護										
		生活介護	228 13.5	158 9.4	437 25.9	227 13.4	337 20.0	246 14.6	45 2.7	5 0.3	6 0.4	1,689 100
		自立訓練	7 46.7	6 40.0	1 6.7		1 6.7					15 100
		就労移行支援	9 90.0	1 10.0								10 100
		就労継続支援A型	20 74.1	2 7.4	4 14.8		1 3.7					27 100
		就労継続支援B型	157 49.7	42 13.3	83 26.3	16 5.1	13 4.1	5 1.6				316 100
		計	421 20.5	209 10.2	525 25.5	243 11.8	352 17.1	251 12.2	45 2.2	5 0.2	6 0.3	2,057 100
	多機能型事業所	98 10.5	90 9.7	357 38.4	75 8.1	175 18.8	105 11.3	20 2.2	6 0.6	3 0.3	929 100	
	計 (II)	519 17.4	299 10.0	882 29.5	318 10.6	527 17.6	356 11.9	65 2.2	11 0.4	9 0.3	2,986 100	
	うち施設入所支援	10 0.8	138 11.2	321 26.1	318 25.8	190 15.4	214 17.4	31 2.5	1 0.1	8 0.6	1,231 100	
合計 (I + II)	586 17.8	414 12.6	941 28.6	351 10.7	542 16.5	368 11.2	67 2.0	13 0.4	9 0.3	3,291 100		

表27は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人以下の事業所は1,000か所（30.4%）となり1.4ポイント増加した。一方、31～50人の事業所は0.5ポイント減少し1,292か所（39.3%）、51～100人の事業所も0.6ポイント減少し910か所（27.7%）、101～200人の事業所も0.1ポイント減少し80か所（2.4%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く882か所（29.5%）、次いで51～60人の階層527か所（17.6%）、20人以下の階層519か所（17.4%）、61～100人の階層356か所（11.9%）、41～50人の階層318か所（10.6%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は、日中系事業全体と同じく31～40人の階層が最も多く25.9%で、次いで51～60人の階層で20.0%となっており、報酬の区切りとなる階層が高くなっていることがわかる。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（90.0%、74.1%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては、31～40人の階層が26.1%（321か所）と最も高く、次いで41～50人の階層が25.8%（318か所）となっており、この2階層で51.9%と約半数を占めていた。また、51～100人では32.8%（404か所）となっており、101人以上も3.2%（40か所）であった。

表28 定員と現在員

施設種別		定員	現在員（措置・契約）			令和2年度 充足率(A)	令和元年度 充足率(B)	(A) - (B) 充足率増減	
			男	女	計				
児童福祉法	障害児入所施設	6,428	3,363	1,570	4,933	76.7	77.5	▲ 0.8	
	児童発達支援センター	4,306	3,970	1,393	5,363	124.5	126.0	▲ 1.5	
	計（Ⅰ）	10,734	7,333	2,963	10,296	95.9	97.6	▲ 1.7	
障害者総合支援法	日中系 (単独・多機能含む)	療養介護	0	0	0				
		生活介護	106,830	66,397	42,784	109,181	102.2	102.8	▲ 0.6
		自立訓練	1,482	701	343	1,044	70.4	74.7	▲ 4.2
		就労移行支援	2,457	1,091	550	1,641	66.8	71.5	▲ 4.8
		就労継続支援A型	1,251	763	336	1,099	87.8	91.5	▲ 3.7
		就労継続支援B型	28,072	18,496	10,812	29,308	104.4	104.4	▲ 0.0
		計（Ⅱ）	140,092	87,448	54,825	142,273	101.6	102.1	▲ 0.5
	うち施設入所支援	67,628	39,057	26,037	65,094	96.3	96.4	▲ 0.2	
合計（Ⅰ + Ⅱ）		150,826	94,781	57,788	152,569	101.2	101.8	▲ 0.6	

表28は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体で見ると、前年度（101.8%）より0.6ポイント減少し101.2%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は76.7%と対前年比0.8ポイント減少し、児童発達支援センターについては124.5%と前年度（126.0%）から1.5ポイント減少した。

成人の日中系事業全体で見ると、充足率は101.6%（前年度102.1%）であった。事業種別毎にみると、生活介護102.2%、自立訓練70.4%、就労移行支援66.8%、就労継続支援A型87.8%、就労継続支援B型104.4%と事業によって充足率にばらつきがあることがわかる。特に、利用期限に定めのある自立訓練、就労移行支援事業は低率であった。

なお、施設入所支援の充足率は96.3%（前年度96.4%）であった。

2. 年齢別施設利用者数

表29は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体で見ると、利用者の最も多い年齢階層は40～49歳の階層で、次いで30～39歳、50～59歳、20～29歳の順になっており、この4階層だけで72.8%を占めている。

また、知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年18.2%と前年度（17.8%）に比して0.4ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度より166人多い18,270人であるが、そのうち75.5%（13,793人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が62.1%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.9%で、18歳未満の児童期では男児が71.5%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表29 年齢別施設利用者数

(人)

		年齢	0~2	3~5	6~11	12~14	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女		75	781	768	1,112	271	139	79	58	35	11	7			1	26	3,363	
		計	2	31	299	362	583	107	65	33	21	32	14	6	2	1		12	1,570	
		うち措置 児者	2	87	725	726	968	207	8											2,723
	児童発達 支援センター	男女	206	3,561	155	6	13												29	3,970
		計	90	1,209	68	2	4												20	1,393
		うち措置 児者	296	4,770	223	8	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	5,363
	計 (I)	男女	206	3,636	936	774	1,125	271	139	79	58	35	11	7				1	0	7,333
		計	92	1,240	367	364	587	107	65	33	21	32	14	6			1		0	2,963
		うち措置 児者	298	4,876	1,303	1,138	1,712	378	204	112	79	67	25	13	2	1	1	1	87	10,296
	障害者総合 支援法	療養介護	男女																	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			うち施設 入所 者																	
日中系 (単独・多機能 含む)		生活介護	男女					16	1,357	11,123	12,485	17,217	12,210	4,044	3,538	2,481	1,177	749	0	66,397
		計					7	673	5,271	6,685	9,549	8,496	3,685	3,489	2,517	1,422	990	0	42,784	
		うち施設 入所 者	0	0	0	0	23	2,030	16,394	19,170	26,766	20,706	7,729	7,027	4,998	2,599	1,739	0	109,181	
自立訓練		男女					43	243	200	67	69	48	17	8	4	2			0	701
		計					21	111	101	31	29	37	8	5					0	343
		うち施設 入所 者	0	0	0	0	64	354	301	98	98	85	25	13	4	2	0	0	1,044	
就労移行 就労継続 A型		男女					28	327	467	114	94	51	7	3					0	1,091
		計					11	158	228	72	66	14	1						0	550
		うち施設 入所 者	0	0	0	0	39	485	695	186	160	65	8	3	0	0	0	0	0	1,641
就労継続 B型	男女					11	172	183	202	141	42	7	5					0	763	
	計					2	71	80	100	59	11	6	3					4	336	
	うち施設 入所 者	0	0	0	0	13	243	263	302	200	53	13	8	0	0	0	4	1,099		
計 (II)	男女					5	605	4,519	4,080	4,254	2,823	1,026	698	377	85	24	0	18,496		
	計					4	305	2,385	2,433	2,585	1,825	612	402	201	49	11	0	10,812		
	うち施設 入所 者	0	0	0	0	9	910	6,904	6,513	6,839	4,648	1,638	1,100	578	134	35	0	29,308		
合計 (I + II)	男女					92	2,543	16,481	16,929	21,836	15,273	5,136	4,254	2,867	1,264	773	0	87,448		
	計					43	1,249	8,056	9,301	12,329	10,431	4,317	3,902	2,721	1,471	1,001	4	54,825		
	うち施設 入所 者	0	0	0	0	135	3,792	24,537	26,230	34,165	25,704	9,453	8,156	5,588	2,735	1,774	4	142,273		
合計 (I + II)	男女					35	269	3,082	5,595	11,086	9,173	3,162	2,882	2,079	1,016	678	0	39,057		
	計					17	146	1,311	2,624	5,623	6,240	2,928	2,797	2,173	1,257	911	10	26,037		
	うち施設 入所 者	0	0	0	0	52	415	4,393	8,219	16,709	15,413	6,090	5,679	4,252	2,273	1,589	10	65,094		
合計 (I + II)	男女	206	3,636	936	774	1,217	2,814	16,620	17,008	21,894	15,308	5,147	4,261	2,867	1,264	774	0	94,781		
	計	92	1,240	367	364	630	1,356	8,121	9,334	12,350	10,463	4,331	3,908	2,721	1,472	1,001	4	57,788		
	うち措置 児者	298	4,876	1,303	1,138	1,847	4,170	24,741	26,342	34,244	25,771	9,478	8,169	5,590	2,736	1,775	91	152,569		

(1) 児童福祉法事業

① 障害児入所施設

利用者（児）総数4,933人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は81.4%（4,013人）であり、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていないといえる。なお、この事業種別において、利用者が最も多いのは15~17歳の階層の34.4%で、次いで12~14歳の階層22.9%、6~11歳の階層21.9%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児5,363人は、6歳未満の幼児が94.5%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は17人（0.3%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（4.2%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

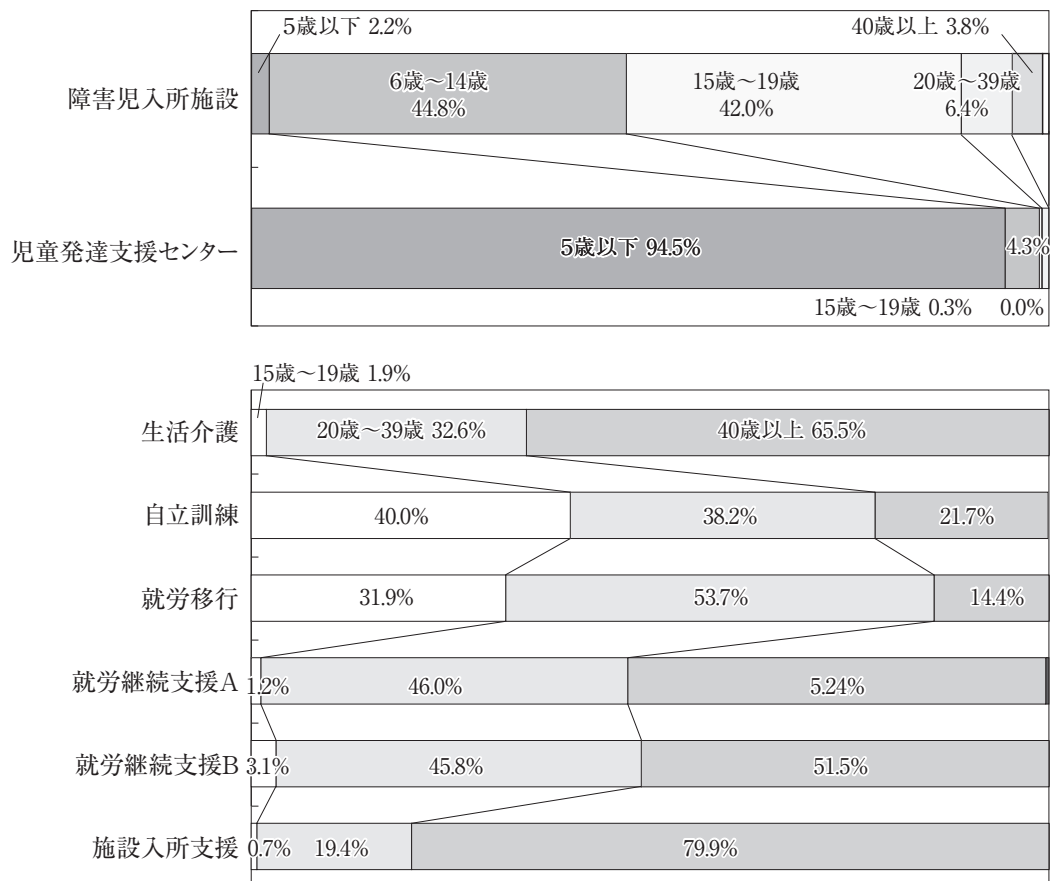
(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者においては、40～59歳までの年齢層が突出して多く、この2階層で49.3%と全体の約半数を占めている。

一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で26.1%、30～39歳の階層で23.3%、40～49歳の階層で22.6%となっており、この3階層だけで72.1%を占める。また、この階層の男女差をみると、男性が63.8%を占めており、さらに年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

事業種別でみると、介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行支援をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では62.7%、就労移行支援では71.9%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



3. 施設・事業在籍年数

表30は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表31ではその構成比をみた。

表30 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女	335	228	485	452	594	777	265	60	79	48	40	0	3,363
		男女	164	112	240	197	261	362	113	35	28	21	37	0	1,570
		計	499	340	725	649	855	1,139	378	95	107	69	77	0	4,933
	児童発達支援センター	男女	1,274	487	1,225	747	230	7						0	3,970
		男女	433	158	429	271	96	6						0	1,393
		計	1,707	645	1,654	1,018	326	13	0	0	0	0	0	0	5,363
	計（Ⅰ）	男女	1,609	715	1,710	1,199	824	784	265	60	79	48	40	0	7,333
		男女	597	270	669	468	357	368	113	35	28	21	37	0	2,963
		計	2,206	985	2,379	1,667	1,181	1,152	378	95	107	69	77	0	10,296
	障害者総合支援法	療養介護	男女												0
男女														0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中系（単独・多機能含む）生活介護		男女	1,340	1,221	2,838	2,750	5,269	33,356	19,006					617	66,397
		男女	846	846	1,688	1,643	3,351	21,880	12,192					338	42,784
		計	2,186	2,067	4,526	4,393	8,620	55,236	31,198	0	0	0	0	955	109,181
自立訓練		男女	161	110	288	69	15	21	9					28	701
		男女	80	65	143	36	5	8	2					4	343
		計	241	175	431	105	20	29	11	0	0	0	0	32	1,044
就労移行		男女	303	212	428	112	20	11	4					1	1,091
		男女	176	104	187	65	9	7	1					1	550
		計	479	316	615	177	29	18	5	0	0	0	0	2	1,641
就労継続A型		男女	31	19	53	37	130	248	237					8	763
		男女	13	15	21	24	65	124	74					0	336
		計	44	34	74	61	195	372	311	0	0	0	0	8	1,099
就労継続B型	男女	785	528	1,328	1,216	2,022	8,587	3,611					419	18,496	
	男女	423	325	758	700	1,158	5,112	2,159					177	10,812	
	計	1,208	853	2,086	1,916	3,180	13,699	5,770	0	0	0	0	596	29,308	
計（Ⅱ）	男女	2,620	2,090	4,935	4,184	7,456	42,223	22,867					1,073	87,448	
	男女	1,538	1,355	2,797	2,468	4,588	27,131	14,428					520	54,825	
	計	4,158	3,445	7,732	6,652	12,044	69,354	37,295	0	0	0	0	1,593	142,273	
うち施設入所支援	男女	496	629	1,190	1,060	2,204	5,254	5,378	4,833	9,028	5,679	3,243	63	39,057	
	男女	347	428	787	717	1,434	3,314	3,437	3,015	5,490	4,105	2,963	0	26,037	
	計	843	1,057	1,977	1,777	3,638	8,568	8,815	7,848	14,518	9,784	6,206	63	65,094	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	4,229	2,805	6,645	5,383	8,280	43,007	23,132	60	79	48	40	1,073	94,781	
	男女	2,135	1,625	3,466	2,936	4,945	27,499	14,541	35	28	21	37	520	57,788	
	計	6,364	4,430	10,111	8,319	13,225	70,506	37,673	95	107	69	77	1,593	152,569	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

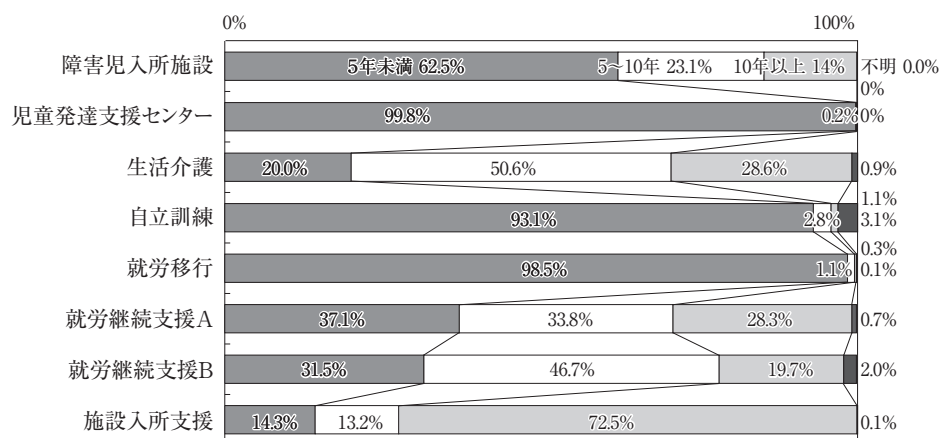


表31 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5~1年	1~2年	2~3年	3~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20~30年	30~40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	10.1	6.9	14.7	13.2	17.3	23.1	7.7	1.9	2.2	1.4	1.6		100
	児童発達支援センター	31.8	12.0	30.8	19.0	6.1	0.2							100
	計 (I)	21.4	9.6	23.1	16.2	11.5	11.2	3.7	0.9	1.0	0.7	0.7		100
障害者総合支援法 日中系 (単独・多機能含む)	療養介護													
	生活介護	2.0	1.9	4.1	4.0	7.9	50.6	28.6					0.9	100
	自立訓練	23.1	16.8	41.3	10.1	1.9	2.8	1.1					3.1	100
	就労移行	29.2	19.3	37.5	10.8	1.8	1.1	0.3					0.1	100
	就労継続A型	4.0	3.1	6.7	5.6	17.7	33.8	28.3					0.7	100
	就労継続B型	4.1	2.9	7.1	6.5	10.9	46.7	19.7					2.0	100
	計 (II)	2.9	2.4	5.4	4.7	8.5	48.7	26.2					1.1	100
うち施設入所支援	1.3	1.6	3.0	2.7	5.6	13.2	13.5	12.1	22.3	15.0	9.5	0.1	100	
合計 (I + II)		4.2	2.9	6.6	5.5	8.7	46.2	24.7	0.1	0.1	0.0	0.1	1.0	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者の占める率は85.3% (4,207人) であるが、一方で、20年以上の長期在籍者も5.1% (253人) 存在する。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が43.9%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると93.7%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることがわかる。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数65,094人のうち、在籍期間10年未満の利用者は17,860人 (27.4%) である一方、10年以上の利用者は47,171人 (72.5%)、そのうち20年以上の在籍者は30,508人 (46.9%) と10年以上在籍者の半数以上 (64.7%) を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いこととの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行 (平成18年10月) による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において15年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年 (特例3年) となっている自立訓練 (生活訓練) と就労移行支援に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の60人 (5.7%) と52人 (3.2%) となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

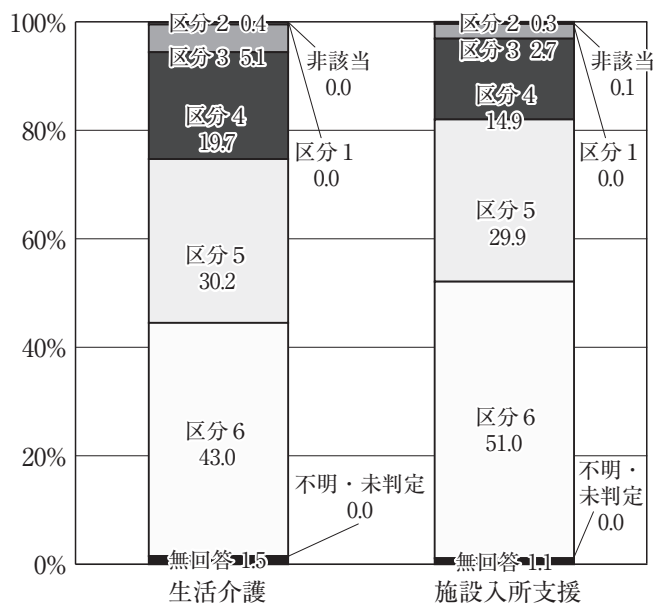
表32は障害支援区分の割合を示した表である。

表32 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	27 0.0	48 0.1
区分1	8 0.0	21 0.0
区分2	485 0.4	191 0.3
区分3	5,526 5.1	1,760 2.7
区分4	21,479 19.7	9,711 14.9
区分5	33,007 30.2	19,444 29.9
区分6	46,991 43.0	33,201 51.0
不明・未判定	54 0.0	9 0.0
無回答	1,604 1.5	709 1.1
計	109,181 100	65,094 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は65,094人（前年度66,297人）で、そのうち支援度が高いとされる区分6が51.0%（前年度49.4%）、区分5が29.9%（同30.8%）であり、区分5～6の合計が全体の80.9%（同80.2%）となっている。

生活介護の利用者数は109,181人（同111,246人）で、区分6が43.0%（同42.1%）、区分5が30.2%（同30.4%）であり、区分5～6の合計は73.3%（同72.5%）となっている。

区分5～6の合計は施設入所支援、生活介護ともに平成27年度から連続して増加している。

5. 療育手帳程度別在所者数

表33は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は51.3%と高く、他の事業に比べて突出している。児童発達支援センターにおいては、低年齢から利用されていることから、保護者の障害受容が不確かな時期でもあり、療育手帳所持に繋がっていないことが考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設における最重度・重度の割合は、40.3%（前々年度42.7%、前年度41.1%）と年々減少している。また、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は、13.7%（前々年度11.7%、前年度13.4%）と、微増傾向にある。

他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較すると、就労移行支援、自立訓練、就労継続支援B型が微減しており、就労継続支援A型は微増であった。就労移行支援、

自立訓練については、前々年度より減少傾向を示している。また、生活介護、施設入所支援は、ほぼ横ばいとなっている。

また、各事業での分布を見ると、生活介護、施設入所支援における最重度・重度の割合がいずれも75%を超えており、他の事業と比べて群を抜いて高かった。児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型では、中軽度の割合が高く、とくに総合支援法の4事業のうち就労継続支援B型を除く3事業は65%以上となっている。これは前々年度、前年度調査と変わっていない。

表33 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
最重度・重度	1,986	737	2,723		83,678	76	93	95	8,983	92,925	50,170	95,648
	40.3	13.7	26.4		76.6	7.3	5.7	8.6	30.7	65.3	77.1	62.7
中軽度	2,569	1,857	4,426		19,399	694	1,218	837	16,768	38,916	12,299	43,342
	52.1	34.6	43.0		17.8	66.5	74.2	76.2	57.2	27.4	18.9	28.4
不所持・不明	278	2,751	3,029		2,924	166	262	129	2,315	5,796	976	8,825
	5.6	51.3	29.4		2.7	15.9	16.0	11.7	7.9	4.1	1.5	5.8
無回答	100	18	118		3,180	108	68	38	1,242	4,636	1,649	4,754
	2.0	0.3	1.1		2.9	10.3	4.1	3.5	4.2	3.3	2.5	3.1
計	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

6. 身体障害の状況

表34 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
視覚	43	20	63		2,549	12	9	6	229	2,805	1,874	2,868
	8.8	4.9	7.0		12.5	16.2	10.6	8.1	9.2	12.1	15.3	11.9
聴覚	39	31	70		1,958	7	11	15	298	2,289	1,455	2,359
	8.0	7.6	7.8		9.6	9.5	12.9	20.3	12.0	9.9	11.9	9.8
平衡	7	4	11		418		1	2	34	455	277	466
	1.4	1.0	1.2		2.0		1.2	2.7	1.4	2.0	2.3	1.9
音声・言語又は咀嚼機能	8	6	14		2,044	1	1	4	146	2,196	1,734	2,210
	1.6	1.5	1.6		10.0	1.4	1.2	5.4	5.9	9.5	14.1	9.2
肢体不自由	391	313	704		13,240	50	52	41	1,416	14,799	7,109	15,503
	80.3	76.5	78.6		64.7	67.6	61.2	55.4	57.0	63.8	58.0	64.4
内部障害	32	50	82		1,869	11	12	9	370	2,271	973	2,353
	6.6	12.2	9.2		9.1	14.9	14.1	12.2	14.9	9.8	7.9	9.8
手帳所持者実数	487	409	896		20,460	74	85	74	2,485	23,178	12,262	24,074
	9.9	7.6	8.7		18.7	7.1	5.2	6.7	8.5	16.3	18.8	15.8
現在員	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表35 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	275 56.5	239 58.4	514 57.4		7,357 36.0	28 37.8	26 30.6	16 21.6	561 22.6	7,988 34.5	3,377 27.5	8,502 35.3
2級	89 18.3	103 25.2	192 21.4		5,503 26.9	23 31.1	20 23.5	21 28.4	667 26.8	6,234 26.9	3,451 28.1	6,426 26.7
3級	60 12.3	42 10.3	102 11.4		3,267 16.0	10 13.5	15 17.6	11 14.9	506 20.4	3,809 16.4	2,262 18.4	3,911 16.2
4級	32 6.6	9 2.2	41 4.6		2,317 11.3	7 9.5	12 14.1	14 18.9	322 13.0	2,672 11.5	1,795 14.6	2,713 11.3
5級	14 2.9	3 0.7	17 1.9		1,134 5.5	1 1.4	4 4.7	4 5.4	230 9.3	1,373 5.9	793 6.5	1,390 5.8
6級	17 3.5	10 2.4	27 3.0		882 4.3	3 4.1	8 9.4	8 10.8	199 8.0	1,100 4.7	584 4.8	1,127 4.7
不明・無回答		3 0.7	3 0.3			2 2.7				2 0.0		5 0.0
計(A)	487 100	409 100	896 100		20,460 100	74 100	85 100	74 100	2,485 100	23,178 100	12,262 100	24,074 100
現在員(B)	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
(A) / (B)	9.9	7.6	8.7		18.7	7.1	5.2	6.7	8.5	16.3	18.8	15.8

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

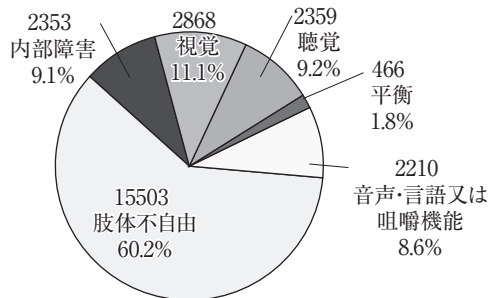


表34は、回答のあった3,291事業所の利用者152,569人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で24,074人、全利用者の15.8%と、約6人に1人は身体障害者手帳を持っていることになる。経年でみると、前々年度16.1%、前年度16.2%、とほぼ横ばい傾向にあったが、今年度15.8%と、若干減少となった。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の64.4%と最も多く、ほとんどの事業種別でほぼ55%以上を占めている。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」は10%程度、「平衡」は1.9%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表35は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1・2級は、就労移行支援で54.1%、就労継続支援A型で50.0%、就労継続支援B型で49.4%といずれも約半数を占めている。他は55%以上を占めており、とくに児童発達支援センターでは83.6%、障害児入所施設は74.7%と高い数値を示している。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎に見ると就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転している。また、日中活動事業種別で手帳所持者の割合をみると、もっとも多かったのは生活介護の18.7%で、他の日中活動事業種と比較して高い数値を示している。

7. 精神障害の状況

表36 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は%）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障害者総合支援法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎 性発達障害、自閉症など）	1,561 31.6	2,197 41.0	3,758 36.5		18,250 16.7	168 16.1	281 17.1	71 6.5	2,351 8.0	21,121 14.8	10,419 16.0	24,879 16.3
統合失調症	20 0.4		20 0.2		5,779 5.3	52 5.0	62 3.8	40 3.6	1,084 3.7	7,017 4.9	4,976 7.6	7,017 4.6
気分障害（周期性精神 病、うつ病性障害など）	19 0.4		19 0.2		1,904 1.7	20 1.9	28 1.7	18 1.6	349 1.2	2,319 1.6	1,638 2.5	2,338 1.5
てんかん性精神 病	64 1.3	7 0.1	71 0.7		2,860 2.6	12 1.1	5 0.3	9 0.8	213 0.7	3,099 2.2	2,264 3.5	3,170 2.1
その他（強迫性、心因反 応、神経症様反応など）	80 1.6	11 0.2	91 0.9		2,314 2.1	28 2.7	20 1.2	9 0.8	254 0.9	2,625 1.8	2,055 3.2	2,716 1.8
現在員	4,933 100	5,363 100	10,296 100		109,181 100	1,044 100	1,641 100	1,099 100	29,308 100	142,273 100	65,094 100	152,569 100

表37 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

（人・下段は%）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障害者総合支援法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	12 16.2	1 8.3	13 15.1		860 42.3	17 10.3	15 5.9	6 5.7	193 12.5	1,091 26.6	604 45.9	1,104 26.3
2級	47 63.5	5 41.7	52 60.5		1,011 49.7	107 64.8	151 59.4	68 64.2	1,077 69.5	2,414 58.8	627 47.6	2,466 58.8
3級	15 20.3	6 50.0	21 24.4		162 8.0	41 24.8	88 34.6	32 30.2	280 18.1	603 14.7	86 6.5	624 14.9
計（A）	74 100	12 100	86 100		2,033 100	165 100	254 100	106 100	1,550 100	4,108 100	1,317 100	4,194 100
現在員（B）	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
（A）／（B）	1.5	0.2	0.8		1.9	15.8	15.5	9.6	5.3	2.9	2.0	2.7

表36は、現在員の中で精神障害の診断名がついている人たちの状況を事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」が最も多く、全体で24,879人（16.3%）、次いで「統合失調症」が7,017人（4.6%）、「てんかん性精神病」3,170人（2.1%）となっている。この上位3項目の順位は過去3年間の調査と同様であった。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで41.0%、障害児入所施設では31.6%を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、前年度調査と変わっていない。

表37は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者の実数は4,194人と、現在員数に対する割合は2.7%であり、前年度と同率を示している。身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっておらず、精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、自立訓練15.8%（165人）、就労移行支援15.5%（254人）、就労継続支援A型9.6%（106人）の3事業が他の事業より高くなっており、前々年度、前年度調査と変わっていない。

8. 「てんかん」の状況

表38 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	735 14.9	262 4.9	997 9.7		32,076 29.4	84 8.0	88 5.4	69 6.3	3,400 11.6	35,717 25.1	21,206 32.6	36,714 24.1
現在員	4,933 100	5,363 100	10,296 100		109,181 100	1,044 100	1,641 100	1,099 100	29,308 100	142,273 100	65,094 100	152,569 100

表38は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員152,569人中36,714人(24.1%)、約4人に1人が現在抗てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護(29.4%)が最も高く、次いで障害児入所施設(14.9%)、就労継続支援B型(11.6%)となっている。また、施設入所支援(32.6%)も同様に高くなっており、この傾向は前々年度、前年度調査とほぼ変わっていない。

9. 認知症の状況

表39 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数					1,050 0.96		3 0.18	1 0.09	85 0.29	1,139 0.80	900 1.38	1,139 0.75
うちダウン症 の人数					338 32.2		1 33.3		18 21.2	357 31.3	264 29.3	357 31.3
医師以外の家族・支援員 等が認知症を疑う人数					1,790 1.64				64 0.22	1,854 1.30	1,506 2.31	1,854 1.22
うちダウン症 の人数					461 25.8				20 31.3	481 25.9	362 24.0	481 25.9
現在員	4,933 100	5,363 100	10,296 100		109,181 100	1,044 100	1,641 100	1,099 100	29,308 100	142,273 100	65,094 100	152,569 100

うちダウン症の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表39は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。

医師により認知症と診断されている人数は全体の0.75%(1,139人)であり、前年度の0.71%から更に伸び(26年度の0.46%からは0.3ポイント増加)、年々認知症と診断されている人数が増えている。また、その内ダウン症の割合が31.3%となっており、ダウン症は認知症発症に関連すると推測される。事業種別としては、生活介護が0.96%(1,050人)と最も高く、次いで就労継続支援B型0.29%(85人)となっていた。なお、認知症と診断されている利用者の79.0%は施設入所支援利用者となっていた。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.22%(1,854人)であり、前年度の1.21%(1,899人)からほぼ横ばいとなっている。また、前述同様、その内ダウン症の割合が25.9%と高い割合を示していた。事業種別としては生活介護が1.64%(1,790人)で最も高く、次いで就労継続支援B型が0.22%(64

人), 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援A型には対象者はいなかった(0人)。なお, 認知症を疑う利用者の81.2%は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表40 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法						計 (II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	当該設 問の回 答施 設数	うち施設 入所支 援
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型					
矯正施設	1 4.0		1 4.0		86 53.8	15 88.2	25 89.3	2 100	93 76.9	221 67.4	86 60.1	222 62.9	202 67.8	67 72.0
うち3 年以内	1 100		1 100		11 12.8	13 86.7	24 96.0		42 45.2	90 40.7	21 24.4	91 41.0	57 28.2	16 23.9
更生保護 施設	2 8.0		2 8.0		6 3.8	1 5.9	3 10.7		10 8.3	20 6.1	3 2.1	22 6.2	21 7.0	3 3.2
うち3 年以内	2 100		2 100		3 50.0	1 100	3 100		5 50.0	12 60.0	1 33.3	14 63.6	14 66.7	1 33.3
指定入院 医療機関	22 88.0		22 88.0		68 42.5	1 5.9			18 14.9	87 26.5	54 37.8	109 30.9	75 25.2	23 24.7
うち3 年以内	11 50.0		11 50.0		35 51.5	1 100			9 50.0	45 51.7	22 40.7	56 51.4	56 74.7	16 69.6
計(A)	25 100		25 100		160 100	17 100	28 100	2 100	121 100	328 100	143 100	353 100	298 100	93 100
うち3 年以内	14 56.0		14 56.0		49 30.6	15 88.2	27 96.4		56 46.3	147 44.8	44 30.8	161 45.6	127 42.6	33 35.5
現在員 (B)	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569	3,291	3,291は本 調査全体 の回答施 設数
(A)／(B)	0.51	0.00	0.24		0.15	1.63	1.71	0.18	0.41	0.23	0.22	0.23	9.05	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす
うち3年以内の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表40は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。利用者数は353人(前年度322人)で、全利用者の0.23%であり、前年度(0.20%)と比べて0.03ポイント上がった。また、事業か所数は298か所で、全事業所の9.05%であり、前年度(5.93%)と比べて3.12ポイント上がった。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎にみると、就労移行支援(1.71%)での受け入れが最も高率であり、前年度(1.04%)と比べて6.7ポイント上がった。次いで、自立訓練(1.63%)、障害児入所施設(0.51%)の順であった。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象である施設入所支援での受け入れについては0.22%(前年度0.21%)に留まっていた。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人は、自立訓練で17人中15人(88.2%)、施設入所支援で143人中44人(30.8%)であった。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、全体では「矯正施設」(62.9%)が最も高率で、次いで「指定入院医療機関」(30.9%)の順であったが、障害児入所施設においては「指定入院医療機関」(88.0%)が最も高率であった。

表41 地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数

(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	4 0.95	13 0.02	17 0.03
該当事業種別の現在員	422	65,094	65,516
対象者のいる施設数	3 13.64	12 0.97	15 1.20
該当事業種別の施設数	22	1,231	1,253

地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者17人は、該当事業種別の現在員65,516人の0.03%にあたる。上記利用者のいる15施設は、該当事業種別の施設数1,253施設の1.20%にあたる。

表41は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。加算の対象者は17人（前年度18人）で該当事業種別の現在員の0.03%であり、前年度(0.03%)と同率であった。対象者のいる施設数は15か所で、該当事業種別の施設数の1.20%（前年度1.33%）であった。なお、自立訓練（宿泊型）では13.64%（前年度17.39%）が加算を受けており、7.3か所に1か所は加算対象者を受け入れていることが分かる。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人（表40）のうち、自立訓練で15人中4人（26.67%）、施設入所支援で44人中13人（29.55%）が加算の対象であった。したがって、利用3年以内の人のうち71.19%の人が、何らかの理由で加算を受けていない。

11. 支援度

支援度は、表42〈支援度の指標〉をもとに、「常時全ての面で支援が必要」とする1級から、「ほとんど支援の必要がない」とする5級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表43～表43-3は日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表42 <支援度の指標>

支援の程度 項目	1級 常時全ての面で 支援が必要	2級 常時多くの面で 支援が必要	3級 時々又は一時的 にあるいは一部 支援が必要	4級 点検、注意又は 配慮が必要	5級 ほとんど支援の 必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康について注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表43 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	544	359	903		21,183	5	0	3	132	21,323	14,256	22,226
	11.0	6.7	8.8		19.4	0.5	0.0	0.3	0.5	15.0	21.9	14.6
2級	984	1,493	2,477		35,532	47	23	14	1,577	37,193	23,293	39,670
	19.9	27.8	24.1		32.5	4.5	1.4	1.3	5.4	26.1	35.8	26.0
3級	1,306	1,568	2,874		32,817	264	199	165	7,012	40,457	18,977	43,331
	26.5	29.2	27.9		30.1	25.3	12.1	15.0	23.9	28.4	29.2	28.4
4級	1,169	989	2,158		14,492	468	690	363	11,379	27,392	6,932	29,550
	23.7	18.4	21.0		13.3	44.8	42.0	33.0	38.8	19.3	10.6	19.4
5級	429	503	932		3,392	201	705	518	8,266	13,082	1,251	14,014
	8.7	9.4	9.1		3.1	19.3	43.0	47.1	28.2	9.2	1.9	9.2
不明	501	451	952		1,765	59	24	36	942	2,826	385	3,778
	10.2	8.4	9.2		1.6	5.7	1.5	3.3	3.2	2.0	0.6	2.5
計	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	554	479	1,033		18,588	3	5	2	184	18,782	12,444	19,815
	11.2	8.9	10.0		17.0	0.3	0.3	0.2	0.6	13.2	19.1	13.0
2級	1,109	1,423	2,532		31,010	60	28	22	1,953	33,073	20,337	35,605
	22.5	26.5	24.6		28.4	5.7	1.7	2.0	6.7	23.2	31.2	23.3
3級	1,598	1,591	3,189		35,610	357	401	250	9,056	45,674	21,645	48,863
	32.4	29.7	31.0		32.6	34.2	24.4	22.7	30.9	32.1	33.3	32.0
4級	902	1,001	1,903		16,417	355	616	305	9,553	27,246	8,528	29,149
	18.3	18.7	18.5		15.0	34.0	37.5	27.8	32.6	19.2	13.1	19.1
5級	286	400	686		5,373	185	552	494	7,548	14,152	1,721	14,838
	5.8	7.5	6.7		4.9	17.7	33.6	44.9	25.8	9.9	2.6	9.7
不明	484	469	953		2,183	84	39	26	1,014	3,346	419	4,299
	9.8	8.7	9.3		2.0	8.0	2.4	2.4	3.5	2.4	0.6	2.8
計	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	103	89	192		6,471	2	1		53	6,527	4,636	6,719
	2.1	1.7	1.9		5.9	0.2	0.1		0.2	4.6	7.1	4.4
2級	321	190	511		17,979	13	5	5	621	18,623	12,985	19,134
	6.5	3.5	5.0		16.5	1.2	0.3	0.5	2.1	13.1	19.9	12.5
3級	990	259	1,249		35,897	88	121	69	4,114	40,289	23,035	41,538
	20.1	4.8	12.1		32.9	8.4	7.4	6.3	14.0	28.3	35.4	27.2
4級	2,127	564	2,691		38,088	549	502	367	11,941	51,447	21,722	54,138
	43.1	10.5	26.1		34.9	52.6	30.6	33.4	40.7	36.2	33.4	35.5
5級	895	3,754	4,649		8,412	333	975	625	11,459	21,804	2,098	26,453
	18.1	70.0	45.2		7.7	31.9	59.4	56.9	39.1	15.3	3.2	17.3
不明	497	507	1,004		2,334	59	37	33	1,120	3,583	618	4,587
	10.1	9.5	9.8		2.1	5.7	2.3	3.0	3.8	2.5	0.9	3.0
計	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合、日常生活面は1, 2, 3級を合わせると60.7%, 行動面についても同級合計が65.6%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級(43.1%)が最も高率であり、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことが分かる。児童発達支援センターでは5級(70.0%)が最も高率となっており、これら傾向は例年と変化は見られない。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が1, 2, 3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して、自立訓練を除いた就労系の3事業においては4, 5級が多数を占めていた。また1～2級の総数、割合は前年度と大差なく、どの事業においても日常生活面において重度化の傾向にあることがうかがえる。

また施設入所支援では、支援度の高い1, 2級の割合が他の事業に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高率となっていた。

12. 医療的ケアの実施状況

表44は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ4,686人(3.07%)が高度な医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「喀痰吸引」が最も高く0.60% (652人)、次いで「経管栄養の注入・水分補給」0.59% (647人)、「カテーテルの管理」0.50% (545人)となっていた。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型においては、糖尿病によるインシュリン療法の支援が一部存在しているものの、医療的ケアはほとんど必要とされていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、「喀痰吸引」と「経管栄養の注入・水分補給」が同数で最も高く0.79% (39人)となっており、次いで「気管切開の管理」が0.45% (22人)となっていた。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.62% (33人)、次いで「喀痰吸引」が0.43% (23人)となっており、障害児入所施設同様、高度な医療的ケアが提供されていることがわかる。

表44 医療的ケアの実施状況

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型				
点滴の管理 (持続的)					5 0.1 0.00					1 1.0 0.00	6 0.1 0.00	5 0.2 0.01	6 0.1 0.00
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 0.6 0.02		1 0.4 0.01		8 0.2 0.01					1 1.0 0.00	9 0.2 0.01	5 0.2 0.01	10 0.2 0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)		5 4.2 0.09	5 1.8 0.05		287 6.7 0.26				1 20.0 0.09	14 13.6 0.05	302 6.9 0.21	231 9.9 0.35	307 6.6 0.20
酸素療法	17 10.6 0.34	21 17.6 0.39	38 13.6 0.37		171 4.0 0.16					5 4.9 0.02	176 4.0 0.12	58 2.5 0.09	214 4.6 0.14
吸入	14 8.8 0.28	6 5.0 0.11	20 7.2 0.19		224 5.2 0.21					5 4.9 0.02	229 5.2 0.16	76 3.3 0.12	249 5.3 0.16
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	13 8.1 0.26	4 3.4 0.07	17 6.1 0.17		79 1.8 0.07						79 1.8 0.06	1 0.0 0.00	96 2.0 0.06
気管切開の管理	22 13.8 0.45	12 10.1 0.22	34 12.2 0.33		200 4.7 0.18						200 4.5 0.14	9 0.4 0.01	234 5.0 0.15
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	39 24.4 0.79	23 19.3 0.43	62 22.2 0.60		652 15.2 0.60						652 14.8 0.46	144 6.2 0.22	714 15.2 0.47
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	39 24.4 0.79	33 27.7 0.62	72 25.8 0.70		647 15.1 0.59						647 14.7 0.45	124 5.3 0.19	719 15.3 0.47
インシュリン療 法	4 2.5 0.08		4 1.4 0.04		257 6.0 0.24	4 100 0.38	1 100 0.06	4 80.0 0.36	46 44.7 0.16	312 7.1 0.22	173 7.4 0.27	316 6.7 0.21	
導尿	3 1.9 0.06	9 7.6 0.17	12 4.3 0.12		336 7.8 0.31				21 20.4 0.07	357 8.1 0.25	242 10.4 0.37	369 7.9 0.24	
カテーテルの管理 (コンドーム・留 置・膀胱ろう)	1 0.6 0.02	5 4.2 0.09	6 2.2 0.06		545 12.7 0.50				7 6.8 0.02	552 12.5 0.39	508 21.7 0.78	558 11.9 0.37	
排便	7 4.4 0.14	1 0.8 0.02	8 2.9 0.08		471 11.0 0.43				1 1.0 0.00	472 10.7 0.33	412 17.6 0.63	480 10.2 0.31	
じょく瘡の処置					366 8.5 0.34				2 1.9 0.01	368 8.4 0.26	307 13.1 0.47	368 7.9 0.24	
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)					46 1.1 0.04					46 1.0 0.03	43 1.8 0.07	46 1.0 0.03	
計	160 100 3.24	119 100 2.22	279 100 2.71		4,294 100 3.93	4 100 0.38	1 100 0.06	5 100 0.45	103 100 0.35	4,407 100 3.10	2,338 100 3.59	4,686 100 3.07	
全利用者実数	4,933 100	5,363 100	10,296 100		109,181 100	1,044 100	1,641 100	1,099 100	29,308 100	142,273 100	65,094 100	152,569 100	

13. 複数事業利用者の状況

表45は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の6.9%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（6.8%）とほぼ同率となっている。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の25.1%（1,348人）となっており、約4人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることがわかる。また障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.2%と前年度（6.1%）とほぼ同率であった。事業種別毎でみると、自立訓練の利用者においてのみ大きな変化が見られ8.7%（91人）で前年度3.4%（39人）に比して倍増していた。

表45 複数事業利用者数

		児童福祉法(I)		障害者総合支援法					合計 (I+II)	
		児童発達支援センター		日中系(単独・多機能含む)				計(II)		
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
複数事業 利用人数	人	1,348	7,578	91	62	67	1,023	8,821	10,169	
	%	25.1	6.9	8.7	3.8	6.1	3.5	6.2	6.9	
複数利用ありの 事業所数		81	1,068	12	6	4	278	1,368	1,449	
現在員		5,363	0	109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	147,636

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表46は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が最も高く36.6%（前年度37.1%）、次いで「家庭」からの通所者が35.2%（同36.2%）と両項目合計で全体の7割以上にのぼっていた。また「グループホーム」の利用者数の割合も14.0%（前年度14.1%）とほぼ前年と同率となっている。なお、「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が46.4%と最も高率となっていた。

一方、事業種別毎にみると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率であり、就労系の3事業については、グループホーム・生活寮等からの通勤割合も高くなっている。

表46 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	障害者総合支援法						計
	日中系(単独・多機能含む)						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		30,520 28.0	339 32.5	1,146 69.8	511 46.5	17,557 59.9	50,073 35.2
アパート等		509 0.5	10 1.0	60 3.7	85 7.7	996 3.4	1,660 1.2
グループホーム・ 生活寮等		11,507 10.5	54 5.2	211 12.9	426 38.8	7,662 26.1	19,860 14.0
自立訓練 (宿泊型)		53 0.0	129 12.4	8 0.5	13 1.2	115 0.4	318 0.2
福祉ホーム		147 0.1	2 0.2	2 0.1		83 0.3	234 0.2
施設入所支援		50,701 46.4	147 14.1	124 7.6	2 0.2	1,157 3.9	52,131 36.6
その他		378 0.3		7 0.4	1 0.1	139 0.5	525 0.4
不明・無回答		15,366 14.1	363 34.8	83 5.1	61 5.6	1,599 5.5	17,472 12.3
計		109,181 100	1,044 100	1,641 100	1,099 100	29,308 100	142,273 100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表47は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の87.2%であった。同項目では概ね90%前後の高率が続いており、大きな変化は見られない。

表47 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	56,738	87.2
同一法人で別の場所(敷地外)で活動	2,351	3.6
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	389	0.6
その他の日中活動事業所等で活動	81	0.1
不明・無回答	5,535	8.5
計	65,094	100

16. 成年後見制度の利用状況

表48は、成年後見制度の利用状況を示したものである。成年後見制度を利用しているのは15,989人で前年(14,982人)より1,000人以上の増加が見られ、全事業所の現在員(152,569人)の10.5%で前年(9.5%)より1ポイントの増加となり、制度利用が進んでいることがうかがえる。事業種別毎にみると、施設入所支援(19.8%)での利用が最も高率で、次いで生活介護(13.4%)の順であった。また、成年後見制度の類型毎にみると「後見」(93.9%)が最も高率で、次いで「保佐」(5.4%)、「補助」(0.7%)の順であった。就労移行支援においては「後見」が73.3%(22人)で、前年度42.3%(11人)に比して大きく増えている。障害児入所施設では、ほぼ全員が「後見」(99.6%)利用であった。

表48 成年後見制度の利用状況

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
後見	236 99.6		236 99.6		13,968 95.7	9 52.9	22 73.3	21 75.0	758 70.6	14,778 93.8	12,417 96.5	15,014 93.9
保佐	1 0.4		1 0.4		579 4.0	7 41.2	6 20.0	5 17.9	273 25.4	870 5.5	401 3.1	871 5.4
補助					56 0.4	1 5.9	2 6.7	2 7.1	43 4.0	104 0.7	55 0.4	104 0.7
計(A)	237 100		237 100		14,603 100	17 100	30 100	28 100	1,074 100	15,752 100	12,873 100	15,989 100
現在員(B)	4,933	5,363	10,296		109,181	1,044	1,641	1,099	29,308	142,273	65,094	152,569
(A) / (B)	4.8		2.3		13.4	1.6	1.8	2.5	3.7	11.1	19.8	10.5

17. 入退所の状況

表49は、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日の1年間）における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で11,139人、新規利用率（入所率）は7.4%であったが、前年度（7.7%）と比べて0.3ポイント下がった。

事業種別毎にみると、児童発達支援センターはその特性から50.7%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護（4.0%）、就労継続支援A型（6.1%）、就労継続支援B型（7.4%）は、利用が有期限である就労移行支援（43.3%）、自立訓練（36.6%）と比べると低率であった。また、居住の場である障害児入所施設は13.7%、施設入所支援は3.2%であり、障害児入所施設の方が高率であった。

表50は、2019年度における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で9,839人、退所率は6.1%であったが、前年度（6.4%）と比べて0.3ポイント下がった。事業種別毎にみると、就労移行支援の退所率（37.1%）が最も高率で、次いで、自立訓練（32.3%）、児童発達支援センター（26.3%）の順であった。生活介護（3.4%）と施設入所支援（3.6%）は他事業に比して低率であった。

表49 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
入所者総数(人)	883	2,184	3,067		4,313	542	1,063	76	2,078	8,072	2,136	11,139
入所率(%)	13.7	50.7	28.6		4.0	36.6	43.3	6.1	7.4	5.8	3.2	7.4

※新規利用者（入所率）= 新規利用者総数 / 定員 × 100

表50 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
退所者総数(人)	948	1,909	2,857		3,806	498	966	75	1,637	6,982	2,405	9,839
退所率(%)	16.1	26.3	21.7		3.4	32.3	37.1	6.4	5.3	4.7	3.6	6.1

※退所率 = 退所者数 / (現員 + 退所者数) × 100

(1) 入所前の状況

表51は、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日の1年間）における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。全体では「家庭」（71.8%）が最も高率であったが、前年度（72.2%）と比べて0.4ポイント下がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（9.7%）、「施設入所支援」（5.4%）の順であった。

児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も高率であり、児童発達支援センターでは98.3%が「家庭」であった。就労移行支援や就労継続支援B型では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が、就労継続支援A型では「家庭」に次いで「アパート等（主に単身）」と「社員寮・住み込み等」が高率になっており、事業の特性が反映されていた。入所系事業でみると、障害児入所施設では「家庭」（72.6%）に次いで「児童養護施設」（9.7%）が高率であったが、施設入所支援では、「家庭」（46.5%）に次いで「施設入所支援」（16.4%）が高率であった。

表51 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	72.6	98.3	90.9		62.0	65.9	70.9	65.8	66.2	64.5	46.5	71.8
2. アパート等（主に単身）	0.1		0.0		1.3	3.1	3.6	10.5	6.2	3.1	1.0	2.2
3. グループホーム・生活寮等	0.2		0.1		14.5	3.7	7.8	6.6	16.4	13.3	14.3	9.7
4. 社員寮・住み込み等					0.1			10.5	0.1	0.2	0.0	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎									0.1	0.0		0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.5		0.1		0.9	1.5	1.5	1.3	0.9	1.0	1.3	0.8
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	5.2		1.5		3.7	1.7	0.5		0.7	2.3	7.0	2.1
8. 児童養護施設	9.7	0.4	3.1		0.3	7.0	1.0	1.3	0.6	0.9	1.3	1.5
9. 乳児院	2.9	0.1	0.9									0.3
10. 児童自立支援施設	1.4		0.4				0.1			0.0		0.1
11. 知的障害者福祉ホーム	0.1		0.0		0.1	0.2				0.1	0.2	0.1
12. 救護施設					0.1		0.2		0.2	0.1	0.2	0.1
13. 老人福祉・保健施設					0.1				0.1	0.1	0.0	0.1
14. 一般病院・老人病院	0.2	1.1	0.8		0.7	1.5			0.3	0.6	1.3	0.6
15. 精神科病院	1.7		0.5		4.2	8.5	0.9		2.6	3.6	8.0	2.8
16. 施設入所支援	0.3	0.0	0.1		10.4	3.9	5.7		3.3	7.4	16.4	5.4
17. 自立訓練（宿泊型）					0.3	0.4	0.3		0.3	0.3	0.3	0.2
18. 少年院・刑務所等の矯正施設					0.1	1.3	1.2		0.9	0.5	0.5	0.4
19. その他・不明	5.0	0.1	1.5		1.0	1.5	0.4	1.3	1.2	1.0	1.8	1.1
不明					0.3		5.8	2.6		0.9		0.7
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表52は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場を示したものである。全体では「特別支援学校（高等部含む）」（19.3%）が最も高率で、次いで「生活介護」（17.6%）、「家庭のみ」（15.3%）の順であった。生活介護や就労継続支援B型では、同じ事業種別からの移行が他に比して高率であった。同事業種別の他事業所からの新規利用が背景として考えられる。また、自立訓練や就労移行支援は、「特別支援学校（高等部含む）」からの新規利用が他に比して高率であった。

表52 入所前の状況 —活動の場等—

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	5.8	33.1	25.2		9.6	10.5	16.5	9.2	13.7	11.6	8.6	15.3
2. 一般就労	0.1		0.0		1.0	12.5	14.0	19.7	9.3	5.8	0.6	4.2
3. 福祉作業所					2.9	1.1	0.6	2.6	2.3	2.3	4.4	1.7
4. 職業能力開発校	0.7		0.2		0.0	0.6	0.1		0.2	0.1		0.2
5. 特別支援学校 (高等部含む)	32.0	0.1	9.3		21.4	33.8	30.4	7.9	20.4	23.0	8.5	19.3
6. 小中学校 (普通学級)	4.3	0.1	1.3		0.1	0.7			0.0	0.1	0.0	0.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	36.6	0.7	11.1		0.7	7.2	0.8		0.5	1.1	0.9	3.9
8. その他の学校	1.5	0.3	0.6		0.4	3.0	3.3	1.3	0.6	1.0	0.2	0.9
9. 保育所・幼 稚園	2.7	31.0	22.9									6.3
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.7	0.9	1.1		1.9	0.2	0.1		0.5	1.2	3.7	1.2
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	3.3	26.4	19.7		0.0					0.0		5.4
12. 児童養護施設	1.6	0.3	0.7		0.2		0.2		0.0	0.1	0.2	0.3
13. 乳児院	2.0	0.1	0.7									0.2
14. 救護施設					0.1		0.2		0.2	0.1	0.2	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設					0.1	0.2			0.3	0.1	0.3	0.1
16. 一般病院・老 人病院(入院)	0.3		0.1		0.9	0.2	0.1		0.5	0.6	1.3	0.5
17. 精神科病院 (入院)	1.0		0.3		4.6	7.2	1.2		3.3	3.9	8.2	2.9
18. 療養介護					0.1					0.1	0.7	0.1
19. 生活介護	0.1		0.0		42.5	1.5	0.5	1.3	5.2	24.2	48.2	17.6
20. 自立訓練					0.8	3.5	12.8		1.8	2.8	1.4	2.0
21. 就労移行支援					0.3	2.4	6.6	6.6	7.8	3.2	0.2	2.4
22. 就労継続支援 A型					0.3	1.8	1.7	17.1	2.8	1.4	0.4	1.0
23. 就労継続支援 B型					9.9	5.4	8.4	17.1	24.8	13.3	8.7	9.6
24. 地域活動支援 センター等					0.6	0.6	0.6		1.3	0.8	0.6	0.6
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設					0.1	0.4	1.2		1.0	0.5	0.5	0.3
26. その他・不明	1.8	1.7	1.7		1.5	0.7	0.9	17.1	2.5	1.8	1.7	1.8
不明	4.4	5.4	5.1			6.6			0.9	0.7	0.4	1.9
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

表53は、退所後の生活の場を示したものである。全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」（47.7%）が最も高率であったが、前年度（50.2%）と比べて2.5ポイント下がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（14.8%）、「施設入所支援」（12.0%）の順であった。施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」、「社員寮・住み込み等」、「アパート等」に移った人は合わせて14.8%であり、前年度（15.9%）と比べ1.1ポイント下がった。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」（13.0%）と「老人福祉・保健施設」（9.9%）への移行は合わせて22.9%であり、前年度（22.2%）より0.7ポイント上がった。障害児入所施設では「グループホーム・生活寮等」（29.2%）が最も高率であり、「家庭」（28.6%）、「施設入所支援」（25.7%）の順であった。

退所後の生活の場が「精神科病院（入院）」である人は全体の2.0%であり、そのうち施設入所支援及び生活介護が他事業種別に比して高率であった。「死亡退所」は全体の10.7%であり、前年度（9.5%）と比べて1.2ポイント上がった。生活介護では退所者の約3.9人に1人が、施設入所支援では退所者の約2.9人に1人が死亡退所であった。

表53 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	28.6	99.2	75.8		18.6	42.2	74.5	56.0	52.0	36.3	5.3	47.7
2. アパート等（主に単身）	1.2		0.4		0.9	8.8	4.9	6.7	7.0	3.5	0.3	2.6
3. グループホーム・生活寮等	29.2	0.1	9.7		13.6	33.5	12.9	29.3	21.0	16.8	14.5	14.8
4. 社員寮・住み込み等	1.7	0.1	0.6			0.2	0.2		0.1	0.1		0.2
5. 職業能力開発校寄宿舎	0.5		0.2						0.1	0.0		0.1
6. 特別支援学校寄宿舎	0.6	0.1	0.2									0.1
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	4.6	0.2	1.6		0.3		0.3		0.1	0.2	0.2	0.7
8. 児童養護施設	0.6	0.4	0.5									0.1
9. 知的障害者福祉ホーム	0.1		0.0		0.1		0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
10. 救護施設					0.0				0.2	0.1	0.0	0.1
11. 老人福祉・保健施設					7.6	0.6			2.1	4.7	9.9	3.3
12. 一般病院・老人病院	0.1		0.0		8.9	0.2			1.0	5.1	13.0	3.6
13. 精神科病院	0.9		0.3		4.0	1.6	0.3	1.3	1.8	2.7	5.5	2.0
14. 施設入所支援	25.7		8.5		19.4	11.8	1.4	1.3	7.4	13.4	15.4	12.0
15. 自立訓練（宿泊型）	2.3		0.8		0.1	0.4	0.3		0.2	0.2	0.1	0.3
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.4		0.1		0.0	0.0	0.2	1.3	0.5	0.2	0.1	0.2
17. その他・不明	2.1	0.1	0.7		0.8	0.2	0.6	1.3	1.9	1.0	0.7	0.9
18. 死亡退所	1.2		0.4		25.7	0.4	0.4	1.3	3.7	15.0	34.4	10.7
不明							3.7	1.3	0.8	0.7	0.4	0.5
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

退所後の活動の場（表54）について、全体では「生活介護」が21.2%と最も高率であり、前年度（19.6%）より1.6ポイント上がった。次いで「一般就労」と「死亡退所」が同率（10.4%）であった。生活介護と就労継続支援B型の退所後の活動の場は、同じ事業が最も高率であった。同業他所への新規利用が背景として考えられる。

障害児入所施設では「生活介護」が33.6%と最も高率であり、前年度（30.4%）と比べて3.2ポイント上がった。次いで「就労継続支援B型」（12.1%）、「特別支援学校（高等部含む）」（11.1%）、「一般就労」（9.9%）の順であった。障害福祉サービスへの移行だけではない様子がうかがわれた。児童発達支援センターでは「特別支援学校（高等部含む）」（31.2%）が最も高率で、前年度（27.5%）と比べて3.7ポイント上がった。次いで「小中学校（特別支援学級）」（27.8%）、「保育所・幼稚園」（18.2%）の順であった。

退所後の活動の場が「一般就労」である内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が57.8%と最も高率で、次いで自立訓練（27.3%）、就労継続支援A型（20.0%）の順であった。

表54 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	2.8	1.4	1.9		3.7	8.4	5.5	14.7	13.1	6.6	2.2	5.2
2. 一般就労	9.9	0.1	3.4		0.3	27.3	57.8	20.0	12.6	13.2	1.7	10.4
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	4.1		1.4		1.0	1.6	0.7		1.5	1.1	0.7	1.2
4. 職業能力開発校	0.6		0.2			0.2	0.2	1.3	0.2	0.1		0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	11.1	31.2	24.5			0.4	1.0			0.2	0.0	7.2
6. 小中学校 (普通学級)	0.7	9.0	6.3									1.8
7. 小中学校(特 別支援学級)	6.1	27.8	20.6									6.0
8. その他の学校	0.3	3.8	2.7				0.2		0.1	0.0		0.8
9. 保育所・幼稚園	0.3	18.2	12.3									3.6
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.6	0.5	0.9		0.5		0.1		0.2	0.3	0.2	0.5
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等		5.1	3.4									1.0
12. 児童養護施設	0.1	0.1	0.1									0.0
13. 救護施設									0.2	0.1	0.0	0.0
14. 老人福祉・ 保健施設					8.3	0.2			3.7	5.4	10.0	3.8
15. 一般病院・老 人病院(入院)	0.1		0.0		8.4	0.2			1.3	4.9	12.1	3.5
16. 精神科病院 (入院)	0.8		0.3		4.3	1.6	0.3	1.3	2.3	3.1	5.4	2.3
17. 療養介護	0.5		0.2		1.4	0.2			0.2	0.9	1.3	0.7
18. 生活介護	33.6		11.2		36.2	9.4	1.3	2.7	19.7	25.3	23.4	21.2
19. 自立訓練	1.8		0.6		0.4	1.6	0.2	1.3	0.9	0.6	0.2	0.6
20. 就労移行支援	4.9	0.1	1.6		0.1	19.7	1.8	4.0	3.3	2.5	1.2	2.3
21. 就労継続支援 A型	1.9	0.1	0.7		0.1	3.4	4.2	12.0	4.2	2.0	0.1	1.6
22. 就労継続支援 B型	12.1	0.1	4.1		4.7	18.1	21.7	29.3	23.5	12.7	4.6	10.2
23. 地域活動支援 センター等	0.1	0.1	0.1		0.3	1.2	0.5	2.7	1.2	0.6	0.1	0.5
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4		0.1		0.0	0.2	0.2	1.3	0.5	0.2	0.1	0.2
25. その他・不明	3.1	0.1	1.1		3.3	2.6	3.7	8.0	6.9	4.2	1.6	3.3
26. 死亡退所	1.7		0.6		24.3	0.6	0.4	1.3	4.5	14.4	35.1	10.4
不明	1.2	2.5	2.0		2.9	3.0				1.8		1.8
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

18. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、792人（前年度1,038人）であった。就職率は全体で0.54%（前年度0.69%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を下回った。

表55 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	60	8	4	331	10	145	558
	女	24	4	0	144	5	57	234
	不明	0	0	0	0	0	0	0
	計	84	12	4	475	15	202	792
	就職率（%）	3.16	0.01	0.38	22.45	1.35	0.68	0.54
平均年齢	男	18.0	42.8	35.8	27.4	30.3	32.6	28.1
	女	18.0	48.0	0	28.0	31.2	34.1	28.9
程度（人）	最重度	0	0	0	1	0	2	3
	重度	3	2	0	11	1	14	31
	中度	7	6	0	99	4	48	164
	軽度	64	4	3	246	6	99	422
	知的障害なし	3	0	1	105	4	35	148
	不明	7	0	0	13	0	4	24
年金（人）	有：1級	0	3	0	16	2	10	31
	有：2級	2	8	2	226	11	126	375
	有：その他	1	0	0	7	0	5	13
	無	77	0	1	192	2	49	321
	不明	4	1	1	34	0	12	52
平均月額給与（円）		104,115	73,318	90,000	107,284	109,249	90,516	102,451
生活の場（人）	家庭	25	3	3	335	8	132	506
	アパート等	3	0	0	22	1	18	44
	グループホーム・生活寮等	49	8	0	89	5	48	199
	社員寮等	3	0	0	1	1	1	6
	自立訓練（宿泊型）	2	0	0	4	0	1	7
	福祉ホーム	0	0	1	1	0	1	3
	その他	0	0	0	2	0	1	3
	不明	2	1	0	21	0	0	24

※就職率 = 就職者数 / (現員 (15歳以上) + 就職者数) × 100

就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が22.45%（前年度24.55%）と突出しており、次いで障害児入所施設3.16%（同2.94%）、就労継続支援A型1.35%（同1.35%）の順になっていた。就職者の平均年齢は、全体で男28.1歳、女28.9歳であるが、事業種別でみると障害児入所施設が最も低く（男18.0歳、女18.0歳）、高いのは生活介護（男性42.8歳、女性48.0歳）であった。

図5 就職率(対1,000人比)

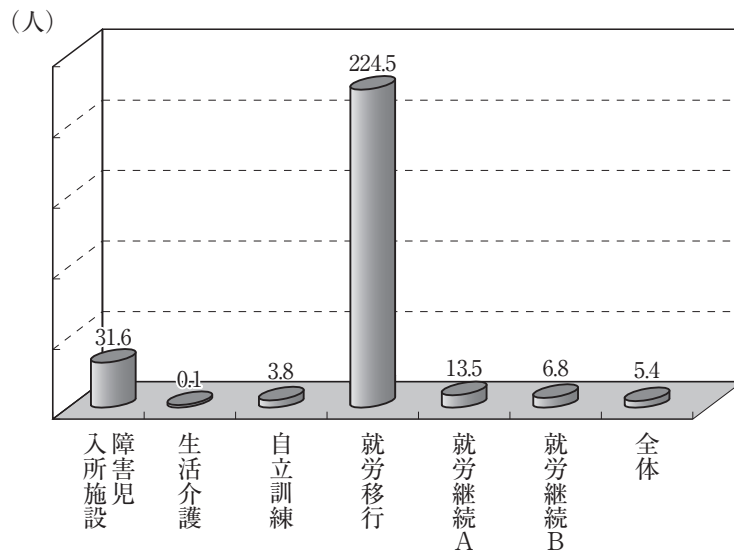


図6 就職者の程度別構成

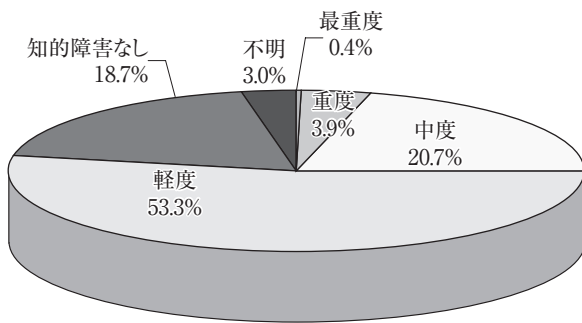
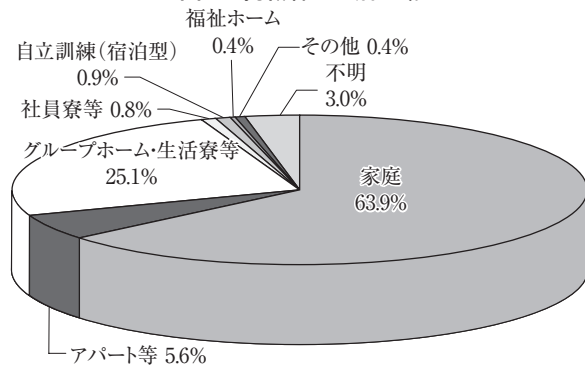


図7 就職者の生活の場



障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた586人で73.99%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」を合わせた406人で51.26%であった。就職者の生活の場では、前年度と同様に最も多いのが「家庭」の506人(63.89%)、次いで「グループホーム・生活寮等」が199人(25.13%)であった。

表56 就職の状況（産業分類別）－令和2年度－

(人)

	業種	障害者総合支援法（単独・多機能含む）						合計	割合（％）
		児童福祉法 障害児 入所施設	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A	01 農業	1	2		12	1	23	39	4.9
	02 林業				1			1	0.1
B	03～04 漁業、水産養殖業								
C	5 鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06 総合工事業	1			4		6	11	1.4
	07, 08 職別工事業、設備工事業	2			5	2	1	10	1.3
E	09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	17	1	1	58	2	15	94	11.9
	11 繊維工業			1	3			4	0.5
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	1			1			2	0.3
	13 家具・装備品製造業								
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業				1			1	0.1
	15 印刷・同関連業				3			3	0.4
	16～18 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業				7		2	9	1.1
	19, 20 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
	21 窯業・土石製品製造業				1			1	0.1
	22 鉄鋼業								
	23 非鉄金属製造業								
	24 金属製品製造業				2			2	0.3
	25～27 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	5			16		9	30	3.8
	28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	1			1			2	0.3
30 情報通信機械器具製造業									
31 輸送用機械器具製造業	3			3			6	0.8	
32 その他の製造業				2			2	0.3	
F	33～36 電気・ガス・熱供給・水道業								
G	37～41 情報通信業				2	1		3	0.4
H	42～49 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	4			39	3	13	59	7.4
I	50～55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、食料品卸売業、建築材料・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	2			9		7	18	2.3
	56～61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	9			47		19	75	9.5
J	62～67 金融業、保険業	1	1		3		1	6	0.8
K	68～70 不動産、物品賃貸業				8		2	10	1.3
L	71～74 学術研究、専門・技術サービス業				5		2	7	0.9
M	75 宿泊業				7		2	9	1.1
	76～77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	11			30	2	14	57	7.2
N	78 洗濯・理容・美容・浴場業	2	1		14	1	3	21	2.7
	79 その他の生活関連サービス業				2			2	0.3
O	80 娯楽業				5		1	6	0.8
	81～82 教育・学習支援業				12		10	22	2.8
P	83 医療業	2			19	1	5	27	3.4
	84 保健衛生								
Q	85 社会保険・社会福祉・介護事業	10	5		94	1	30	140	17.7
	86～87 郵便局、協同組合		1					1	0.1
R	88 廃棄物処理業	8	1		19	1	16	45	5.7
	89, 90 自動車整備業、機械等修理業	2			2		2	6	0.8
	91 職業紹介・労働者派遣業				2			2	0.3
	92 その他の事業サービス業				1			1	0.1
	93, 94 政治・経済・文化団体、宗教								
	95 その他のサービス業								
S	96 外国公務								
	97～98 国家公務、地方公務				15		13	28	3.5
	不明	2			20		6	30	3.8
	計	84			475	15	202	792	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56-2 就職の状況（産業分類別）－令和元年度－

(人)

	業種		児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （％）	
			障害児入 所施設	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A			就労継続 B
A	01	農業	1	2		14	1	19	37	3.6
	02	林業								
B	03～04	漁業、水産養殖業								
C	5	鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06	総合工事業	4		2	5		3	14	1.3
	07, 08	職別工事業、設備工事業				1		1	2	0.2
	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	13	4	2	105	4	34	162	15.6
	11	繊維工業	1			3			4	0.4
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				1			1	0.1
	13	家具・装備品製造業								
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			2	5		4	11	1.1
	15	印刷・同関連業			1	2		1	4	0.4
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業			1	8		5	14	1.3
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				1			1	0.1
E	21	窯業・土石製品製造業				2		2	4	0.4
	22	鉄鋼業	1			1		1		
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業	1			6		2	9	0.9
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	3		1	16	1	7	28	2.7
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	2			3	1	5	11	1.1
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業				9		1	10	1.0
	32	その他の製造業				6			6	0.6
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業								
G	37～41	情報通信業				5		1	6	0.6
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	6	1	2	28		6	43	4.1
I	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				9		1	10	1.0
	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	13	1	1	75	1	24	115	11.1
J	62～67	金融業、保険業				5		2	7	0.7
K	68～70	不動産、物品賃貸業				15		2	17	1.6
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業	1		1	3			5	0.5
M	75	宿泊業	1			8		2	11	1.1
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	5	2		61	2	19	89	8.6
	78	洗濯・理容・美容・浴場業	1			17		4	22	2.1
N	79	その他の生活関連サービス業								
	80	娯楽業				6		3	9	0.9
O	81～82	教育・学習支援業				12		3	15	1.4
P	83	医療業	2	1	2	24		5	34	3.3
	84	保健衛生	1							
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	20	9	1	121	2	50	203	19.6
Q	86～87	郵便局、協同組合				9		3	12	1.2
	88	廃棄物処理業	3	2	2	21		18	46	4.4
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業				3			3	0.3
	91	職業紹介・労働者派遣業	1			3		2	6	0.6
R	92	その他の事業サービス業						1	1	0.1
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教				1				
	95	その他のサービス業								
	96	外国公務								
S	97～98	国家公務、地方公務		2	2	19		5	28	2.7
		不明	2		2	22		7	33	3.2
		計	82	24	22	655	12	243	1,038	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56と表56-2は、令和2（2020）年度と令和元（2019）年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。令和2（2020）年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の17.7%（140人）（前年度19.6%（203人））、次いで「食品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」11.9%（94人）（前年度15.6%（162人））「各種商品小売業・（略）」9.5%（75人）（前年度11.1%（115人））の順になっており、前年度と比して上位3項目は同じであった。

19. 介護保険サービスへの移行状況

表57は、この1年間に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度（421人）より2人増の423人であり、65歳以上（18,270人・表29）に占める割合は2.3%であった。平成30年度は437人（2.5%）、令和元年度は421人（2.3%）であり、ここ3年はほぼ同じような割合となっている。介護保険サービス利用対象となる40歳以上（87,763人・表29）に対する移行又は併給を開始した人の割合は0.5%であり、昨年度と同値であった。移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護となっており、79.4%を占めていた。

年齢階層別にみると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」が165人（39.0%）と前年度（39.2%）より0.2ポイント微減しているが、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が92人（21.7%）、「75～79歳」が48人（11.3%）と続いている。この傾向は一昨年度、昨年度と同様であった。

また、40歳から64歳までで介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人数は74人であり、この年齢階級の人数69,493人（表29）に占める割合は0.1%、介護保険サービス移行又併給を開始した人数423人に占める割合は、17.5%だった。

表57 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

(人・下段は%)

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		3 0.9					3 0.7
45～49歳		6 1.8		2 100		1 1.2	9 2.1
50～54歳		16 4.8				3 3.6	19 4.5
55～59歳		12 3.6				1 1.2	13 3.1
60～64歳		24 7.1				6 7.2	30 7.1
65～69歳		122 36.3			1 100	42 50.6	165 39.0
70～74歳		70 20.8	1 100			21 25.3	92 21.7
75～79歳		42 12.5				6 7.2	48 11.3
80歳～		40 11.9				2 2.4	42 9.9
無回答		1 0.3				1 1.2	2 0.5
計		336 100	1 100	2 100	1 100	83 100	423 100

表58は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が135人（31.9%）と前年度（32.3%）より0.4ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「中度」が117人（27.7%）,「最重度」が91人（21.5%）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせて226人（53.4%）と全体の5割を超えていた。

表58 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

(上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％)

程度 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度	2	4	5	7	7	31	11	12	12		91
	66.7	44.4	26.3	53.8	23.3	18.8	12.0	25.0	28.6		21.5
	2.2	4.4	5.5	7.7	7.7	34.1	12.1	13.2	13.2		100
重度		2	10	5	10	45	32	14	17		135
		22.2	52.6	38.5	33.3	27.3	34.8	29.2	40.5		31.9
		1.5	7.4	3.7	7.4	33.3	23.7	10.4	12.6		100
中度	1	1	2		5	47	34	17	9	1	117
	33.3	11.1	10.5		16.7	28.5	37.0	35.4	21.4	50.0	27.7
	0.9	0.9	1.7		4.3	40.2	29.1	14.5	7.7	0.9	100
軽度			1	1	2	18	7	4	3		36
			5.3	7.7	6.7	10.9	7.6	8.3	7.1		8.5
			2.8	2.8	5.6	50.0	19.4	11.1	8.3		100
知的障害なし		2	1		3	17	5			1	29
		22.2	5.3		10.0	10.3	5.4			50.0	6.9
		6.9	3.4		10.3	58.6	17.2			3.4	100
無回答					3	7	3	1	1		15
					10.0	4.2	3.3	2.1	2.4		3.5
					20.0	46.7	20.0	6.7	6.7		100
計	3	9	19	13	30	165	92	48	42	2	423
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	0.7	2.1	4.5	3.1	7.1	39.0	21.7	11.3	9.9	0.5	100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が138人（32.6%）で前年度（34.4%）より1.8ポイント減少ではあるが、最も割合が高かった。次いで、「区分4」が82人（19.4%）、「区分5」が75人（17.7%）であった。「区分5」と「区分6」をあわせて213人（50.4%）と全体の5割を占めている。

表59 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

区分	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
区分1						2	2				4
						1.2	2.2				0.9
						50.0	50.0				100
区分2					1	8	7	4	1		21
					3.3	4.8	7.6	8.3	2.4		5.0
					4.8	38.1	33.3	19.0	4.8		100
区分3			2	1	4	36	18	6	2		69
			10.5	7.7	13.3	21.8	19.6	12.5	4.8		16.3
			2.9	1.4	5.8	52.2	26.1	8.7	2.9		100
区分4	1	1	4	4	8	32	14	11	7		82
	33.3	11.1	21.1	30.8	26.7	19.4	15.2	22.9	16.7		19.4
	1.2	1.2	4.9	4.9	9.8	39.0	17.1	13.4	8.5		100
区分5			4	2	5	32	15	3	13	1	75
			21.1	15.4	16.7	19.4	16.3	6.3	31.0	50	17.7
			5.3	2.7	6.7	42.7	20.0	4.0	17.3	1.3	100
区分6	2	5	8	6	9	38	31	22	17		138
	66.7	55.6	42.1	46.2	30.0	23.0	33.7	45.8	40.5		32.6
	1.4	3.6	5.8	4.3	6.5	27.5	22.5	15.9	12.3		100
無回答		3	1		3	17	5	2	2	1	34
		33.3	5.3		10.0	10.3	5.4	4.2	4.8	50.0	8.0
		8.8	2.9		8.8	50.0	14.7	5.9	5.9	2.9	100
計	3	9	19	13	30	165	92	48	42	2	423
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	0.7	2.1	4.5	3.1	7.1	39.0	21.7	11.3	9.9	0.5	100

表60は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が164人（38.8%）と前年度（40.6%）より1.8ポイント減ったが、最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が116人（27.4%）、「家庭」が88人（20.8%）と続いた。この傾向は前々年度、前年度と同様であった。

開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度（28.3%）より1.3ポイント増加し、125人（29.6%）と最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が91人（21.5%）、「家庭」が73人（17.3%）と続いた。平成29年度までは「グループホーム（障害福祉）」よりも「家庭」の方が多かったが、次年度以降は「グループホーム（障害福祉）」が「家庭」を上回っている。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった164人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」の人は107人（65.2%）と、前年度（53.2%）より12ポイント増加し、最も割合が高く、次いで、「介

「介護老人保健施設」が27人（16.5%）であった。この傾向は前年度と同様だった。なお、介護療養型医療施設12人（7.3%）「その他」も11人（6.7%）であった。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった116人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は81人（69.8%）で前年度（65.5%）より4.3ポイント増加し、最も割合が高く、次いで「特別養護老人ホーム」が12人（10.3%）と続いた。なお、表60と表62にある介護保険サービスの中で、「デイサービス・デイケア」149人に次いで利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」の125人だった。

表60 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の％・下段は開始前の％）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護老 人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	66 90.4 75.0		6 6.6 6.8	1 11.1 1.1	2 1.6 2.3	7 15.6 8.0		5 17.2 5.7	1 6.3 1.1	88 20.8 100
アパート等 (主に単身)	1 1.4 3.8	21 100.0 80.8		1 11.1 3.8				2 6.9 7.7	1 6.3 3.8	26 6.1 100
グループホーム・生活寮等			81 89.0 69.8	3 33.3 2.6	12 9.6 10.3	11 24.4 9.5	2 14.3 1.7	6 20.7 5.2	1	116 27.4 100
社員寮・ 住み込み等	1 1.4 20.0		3 3.3 60.0	1 11.1 20.0						5 1.2 100
知的障害者 福祉ホーム					1 0.8 50.0			1 3.4 50.0		2 0.5 100
施設入所支援	3 4.1 1.8		1 1.1 0.6	2 22.2 1.2	107 85.6 65.2	27 60.0 16.5	12 85.7 7.3	11 37.9 6.7	1 6.3 0.6	164 38.8 100
自立訓練 (宿泊型)				1 11.1 50.0	1 0.8 50.0					2 0.5 100
その他・不明	2 2.7 25.0				2 1.6 25.0			4 13.8 50.0		8 1.9 100
無回答									12 75.0 100.0	12 2.8 100
計	73 100 17.3	21 100 5.0	91 100 21.5	9 100 2.1	125 100 29.6	45 100 10.6	14 100 3.3	29 100 6.9	16 100 3.8	423 100 100

表61は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護3」が67人（15.8%）と最も割合が高かった。次いで「要介護5」と「要介護1」が同数で63人（14.9%）、「要介護2」が50人（11.8%）だった。平成27年度調査で最も割合が高かった介護認定区分は「要介護5」、平成28～30年度は「要介護3」、令和元年度は「要介護5」だった。これら上位の介護認定区分を比較しても特徴的な傾向は見出されないが、「要支援1」「要支援2」の介護認定区分が「要介護1～5」に比べて低い割合である傾向は見えてくる。

障害支援区分は、「区分6」が138人（32.6%）と前年度（34.4%）より1.8ポイント減ったが、最も割合が高かった。次いで区分4が82人（19.4%）、区分5が75人（17.7%）であった。

障害支援区分が「区分6」である138人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は、46人(33.3%)と前年度(37.9%)に対し4.6%の減ではあるが、最も割合が高かった。また、介護保険制度の施設サービスを受けられる要介護3以上の人が101人(73.2%)だった一方で、「要介護2」以下になった人が16人(11.6%)いた。「区分5」の75人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が16人(21.3%)と最も多く、「要介護3」以上が35人(46.7%)、「要介護2」以下が24人(32.0%)だった。また、「区分4」の82人では、介護認定区分が「要介護1」となった人が21人(25.6%)と最も割合が高く、「要介護3」以上が21人(25.6%)、「要介護2」以下が53人(64.6%)だった。「区分6」では「要介護2」以下は1割強だが、区分5、区分4では、「要介護2」以下の認定になってしまうケースが3割強～6割強あり、介護保険の施設サービス利用がやや困難になっていると考えられる。

表61 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

(上段は人・中段は障害支援区分の%・下段は介護認定区分の%)

障害支援区分 介護認定区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1		5	11	8	1		3	28
		23.8	15.9	9.8	1.3		8.8	6.6
		17.9	39.3	28.6	3.6		10.7	100
要支援2	1	5	8	10	5		6	35
	25.0	23.8	11.6	12.2	6.7		17.6	8.3
	2.9	14.3	22.9	28.6	14.3		17.1	100
要介護1	2	1	20	21	13	3	3	63
	50.0	4.8	29.0	25.6	17.3	2.2	8.8	14.9
	3.2	1.6	31.7	33.3	20.6	4.8	4.8	100
要介護2		3	8	14	5	13	7	50
		14.3	11.6	17.1	6.7	9.4	20.6	11.8
		6.0	16.0	28.0	10.0	26.0	14.0	100
要介護3		1	3	10	16	32	5	67
		4.8	4.3	12.2	21.3	23.2	14.7	15.8
		1.5	4.5	14.9	23.9	47.8	7.5	100
要介護4	1		2	7	8	23	1	42
	25.0		2.9	8.5	10.7	16.7	2.9	9.9
	2.4		4.8	16.7	19.0	54.8	2.4	100
要介護5			1	4	11	46	1	63
			1.4	4.9	14.7	33.3	2.9	14.9
			1.6	6.3	17.5	73.0	1.6	100
不明・無回答		6	16	8	16	21	8	75
		28.6	23.2	9.8	21.3	15.2	23.5	17.7
		8.0	21.3	10.7	21.3	28.0	10.7	100
計	4	21	69	82	75	138	34	423
	100	100	100	100	100	100	100	100
	0.9	5.0	16.3	19.4	17.7	32.6	8.0	100

表62は、表60以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、全体で前年度(465人)より6人増の471人であった。そのうち、「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が149人(31.6%)と前年度(31.4%)より0.2ポイント微増し、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護(ホームヘルプサービス)」38人(8.1%)、「短期入所(ショートステイ)」24人(5.1%)と続いた。なお、「その他」は33人(7.0%)であった。

また、表60と表62にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」(149人31.6%)であった。

表62 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は％）

年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
介護保険サービス											
デイサービス・デイケア	1 33.3	2 20.0	6 26.1	4 26.7	11 29.7	73 38.8	32 32.3	13 25.0	7 16.7		149 31.6
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)			3 13.0	1 6.7	3 8.1	26 13.8	3 3.0	2 3.8			38 8.1
短期入所 (ショートステイ)			2 8.7	2 13.3	4 10.8	9 4.8	7 7.1				24 5.1
訪問看護		1 10.0	1 4.3		1 2.7	3 1.6		2 3.8			8 1.7
その他		4 40.0			2 5.4	9 4.8	8 8.1	6 11.5	4 9.5		33 7.0
不明・無回答	2 66.7	3 30.0	11 47.8	8 53.3	16 43.2	68 36.2	49 49.5	29 55.8	31 73.8	2 100.0	219 46.5
計	3 100	10 100	23 100	15 100	37 100	188 100	99 100	52 100	42 100	2 100	471 100

表63は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が195人（47.6％）と前年度（41.5％）より6.1ポイント増加し最も割合が高かった。次いで、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が65人（15.9％）、「家族の希望により」が50人（12.2％）と続いた。なお、「その他」は44人（10.7％）であった。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制がまだ不十分であることや障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を機械的に適用している市町村がまだ少なくないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が7.6％と1割未満でしかないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても19.8％と全体の2割に満たなかった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人のうち、「65～69歳」が53人（33.1％）と前年度（30.0％）より3.1ポイント増加して最も割合が高かった。他方で、理由が「加齢により支援が限界となったため」であるにもかかわらず、45～64歳で利用開始した人が、34人（17.4％）いた。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった						54 33.8	6 6.7	5 10.9			65 15.9
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		2 25.0	8 42.1	7 58.3	17 56.7	53 33.1	44 48.9	32 69.6	31 77.5	1 50.0	195 47.6
3. 本人の希望により		2 25.0	1 5.3			10 6.3	12 13.3	4 8.7	2 5.0		31 7.6
4. 家族の希望により	2 66.7	1 12.5	2 10.5	2 16.7	7 23.3	19 11.9	13 14.4	1 2.2	3 7.5		50 12.2
5. その他	1 33.3	3 37.5	6 31.6	2 16.7	5 16.7	12 7.5	10 11.1	1 2.2	4 10.0		44 10.7
6. 不明・無回答			2 10.5	1 8.3	1 3.3	12 7.5	5 5.6	3 6.5		1 50.0	25 6.1
計	3 100	8 100	19 100	12 100	30 100	160 100	90 100	46 100	40 100	2 100	410 100

20. 死亡の状況

表64は、死亡時の年齢階級別及び知的障害の程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は997人(前年度1,071人)であった。年齢階級では、「50～59歳」が191人(19.2%)と最も高く、50代での死亡割合が高い傾向が数年続いている。次いで、「40～49歳」151人(15.1%)、「65～69歳」149人(14.9%)、「70～74歳」112人(11.2%)、「60～64歳」104人(10.4%)と続いた。程度では、「最重度」が401人(40.2%)と前年度(40.8%)とほぼ変わらず、最も割合が高かった。なお、「最重度」と「重度」を合わせると、全体の74.1%であった。

表64 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

(人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度		5 83.3	13 52.0	46 61.3	74 49.0	83 43.5	41 39.4	54 36.2	32 28.6	32 33.3	19 22.1	2 100	401 40.2
重度			6 24.0	15 20.0	48 31.8	58 30.4	36 34.6	59 39.6	44 39.3	35 36.5	37 43.0		338 33.9
中度		1 16.7	2 8.0	9 12.0	16 10.6	30 15.7	15 14.4	24 16.1	28 25.0	22 22.9	24 27.9		171 17.2
軽度			3 12.0	2 2.7	5 3.3	7 3.7	4 3.8	5 3.4	6 5.4	2 2.1	4 4.7		38 3.8
知的障害なし			1 4.0	1 1.3	6 4.0	6 3.1	5 4.8	3 2.0	2 1.8	2 2.1	2 2.3		28 2.8
不明				2 2.7	2 1.3	7 3.7	3 2.9	4 2.7		3 3.1			21 2.1
計	0 0	6 0.6	25 2.5	75 7.5	151 15.1	191 19.2	104 10.4	149 14.9	112 11.2	96 9.6	86 8.6	2 0.2	997 100

表65は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向がみられる。前年度と同様に、「80歳以上」が48.5人（対1,000人比）と最も高い。

表65 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

(人)

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.0	0.7	1.0	2.8	4.4	7.4	11.0	18.2	20.0	35.1	48.5	6.5
							14.3		25.0			

図8 年齢階級別死亡率(対1,000人比)

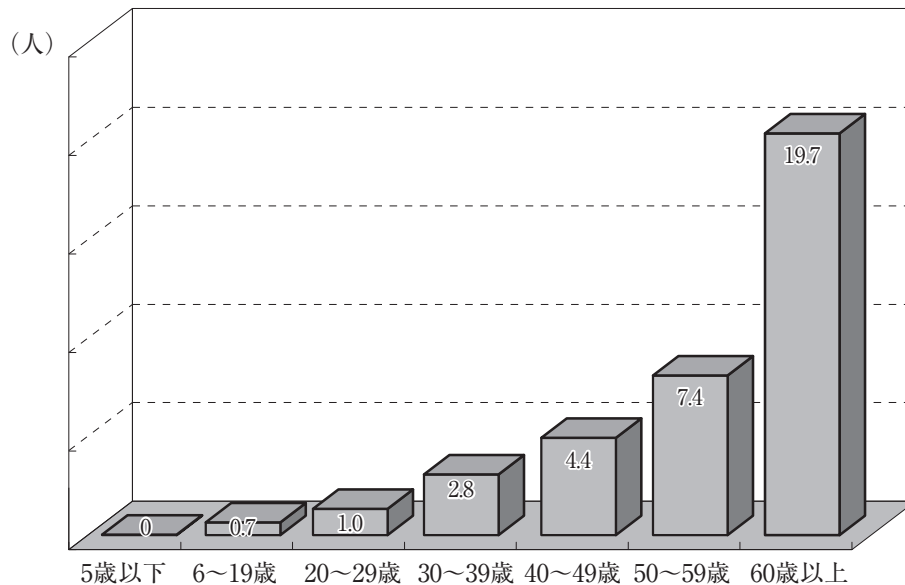


表66は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が78.3%と前年度76.6%より1.7ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「施設」が12.2%と前年度（14.4%）より2.2ポイント減少した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表66 死亡場所

(%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	12.2	78.3	7.6	1.6	0.2	100

表67は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。どの年齢階級においても、死因が「病気」の割合が最も高く、90.5%であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合(87.5%)よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（93.1%）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（3.3%）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（7.6%）の方が高率であった。

表67 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計 (1)	割合 (%)
病気		6	16	65	131	174	392	87.5
事故			5	5	12	12	34	7.6
その他			4	5	8	5	22	4.9
不明							0	0.0
合計	0	6	25	75	151	191	448	100
割合 (%)	0.0	1.3	5.6	16.7	33.7	42.6	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計 (2)	割合 (%)	不明	合計	割合 (%)
病気	97	133	106	93	80	509	93.1	1	902	90.5
事故	4	9	3	2	0	18	3.3	1	53	5.3
その他	3	7	3	1	6	20	3.7		42	4.2
不明									0	0.0
合計	104	149	112	96	86	547	100	2	997	100
割合 (%)	19.0	27.2	20.5	17.6	15.7	100	-	0.2	100	-

調査票 A

御中

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(令和2年6月1日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。

当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。

①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。

「Ⅰ施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。

(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)

②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。

例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)

③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。

例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**令和2年6月1日現在**でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅(1~2人など)を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出(FAX:03-3431-1803)いただく必要がございます。

I 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称			
施設・事業所の種類	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	【施設・事業所の種類】 <input type="checkbox"/> 01.障害児入所施設(福祉型・医療型) <input type="checkbox"/> 02.児童発達支援センター(福祉型・医療型) <input type="checkbox"/> 03.日中活動 <input type="checkbox"/> 04.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	
		【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての口にし点を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練・機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(宿泊型) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	

定員	(日中)	人	現在員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率(2019年度) ※小数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと				(日中)	%	※利用率=12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード	
-------	--

II 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

2019年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。

※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名	指定基準上の配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務		③非常勤	非常勤の換算数	
			常勤兼務	常勤兼務の換算数			
①施設長・管理者	—人						
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者							
直接支援職員		③保育士					
		④生活支援員・児童指導員					
		⑤職業指導員・就労支援員					
		⑥看護師（准看護師）・保健師					
		⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員等					
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上） ※嘱託医は含めず							
⑨管理栄養士							
⑩栄養士							
⑪調理員							
⑫送迎運転手							
⑬事務員							
⑭その他職種（ ）							
合計		人	人	人	人	人	

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない、フルタイムかつ直接雇用の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

[1]年齢と性別	年齢区分		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	
	男	正規										
		非正規										
女	正規											
	非正規											
計	正規		人	人	人	人	人	人	人	人	★ 人	
	非正規		人	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人	

[2]同一法人内の勤務年数	勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計	
	男	正規								
		非正規								
	女	正規								
		非正規								
計	正規		人	人	人	人	人	人	★ 人	
	非正規		人	人	人	人	人	人	☆ 人	

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ →	夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用 →	夜間（1日）職員_____人（夜勤_____人、宿直_____人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [_____] 年	<input type="checkbox"/> ②ない	<input type="checkbox"/> ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※令和2年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） <input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） <input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） <input type="checkbox"/> ⑥福祉・介護職員処遇改善特別加算 <input type="checkbox"/> ⑦特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> ⑩福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑪夜勤職員配置体制加算 <input type="checkbox"/> ⑫重度障害者支援加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑬重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑭人員配置体制加算（職員数対利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.7） <input type="checkbox"/> ②（1対2.0） <input type="checkbox"/> ③（1対2.5） <input type="checkbox"/> ⑮重度障害者支援加算
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑯食事提供体制加算 <input type="checkbox"/> ⑰送迎加算 <input type="checkbox"/> ⑱延長支援加算 <input type="checkbox"/> ⑲開所時間減算

Ⅳ 法人後見*の実施状況

自法人での法人後見（成年後見）の実施状況

自法人での法人後見の実施状況	<input type="checkbox"/> ①実施している	<input type="checkbox"/> ②実施していない
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

V 事業所の取り組み

短期入所の状況

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①実施している → <input type="checkbox"/> ①併設事業所（定員____人） <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所 ※法人内ではなく、貴事業所のみ該当する定員を回答のこと ※単独型事業所は本調査対象外とする <input type="checkbox"/> ②実施していない → 設問VIへ							
[2]利用実績 （令和2年4月から6月の3か月間）	①利用実人数_____人 ②利用延べ件数●_____件 ③利用延べ日数_____泊 ↳ ②-1 うち緊急利用加算を取得した件数_____件 例）ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内（4月から6月の3か月間）の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[3]現在利用中（滞在中）の方の最長泊数	調査基準日である令和2年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							泊
[4]上記3か月間における1回あたりの利用期間 ※[2]②と合計●が一致すること	1泊	2泊	3泊	4~6泊	7~13泊	14~28泊	29泊以上	計（件）
	件	件	件	件	件	件	件	● 件
[5]長期利用の人数	2019年度の短期入所の総利用日数が180日以上の利用人数を回答のこと。							○ 人
[6]年間180日以上利用する方の理由 （1人につき主たる理由を1つ選択し、人数を計上すること） ※[5]と人数計○が一致すること	①障害者支援施設への入所待機のために利用							人
	②グループホームへの入居待機のために利用							人
	③その他福祉施設等への入所待機のために利用							人
	④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用							人
	⑤本人の健康状態の維持管理のために利用							人
	⑥家族の病気等のために利用							人
	⑦その他（_____）							人
	計							○ 人

VI 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況 （重複計上可）	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）		人
	④保育士		人	⑧その他（_____）		人
[2]取得を促進している資格 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士		
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他（_____）		
[3]資格取得への支援・処遇の内容 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他（_____） <input type="checkbox"/> ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 <input type="checkbox"/> ③資格取得後に昇進昇格（昇給）等処遇への反映 <input type="checkbox"/> ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ <input type="checkbox"/> ⑤その他（_____）					
[4]資格取得後の手当等 の支給状況 ※[3]④を選択の場合 のみ回答すること ※金額には“～”や幅 を持たせずにご記載 ください。	資格の種類		定額で給与に毎月支給される場合の金額			
	①介護福祉士		¥	/月		
	②社会福祉士		¥	/月		
	③精神保健福祉士		¥	/月		
	④保育士		¥	/月		
	⑤知的障害援助専門員		¥	/月		
	⑥知的障害福祉士		¥	/月		
	⑦介護職員初任者研修修了		¥	/月		
	⑧その他（_____）		¥	/月		
複数資格を取得の場合の取り扱い		支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない				

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(令和2年6月1日現在)

記入責任者 氏 名		職 名	
--------------	--	-----	--

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**令和2年6月1日現在**でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票(コピー)を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①自立生活援助 <input type="checkbox"/> ②就労定着支援 <input type="checkbox"/> ③居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1)(2)(4)の男女別人員計は一致すること	(1) 契約・措置利用者数 (合計)				①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人										
	(2) 年齢別在在所者数 ※「6～11歳」の左下枠内には6歳児の就学前児数のみを計上のこと																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳※	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男			※													★
	2.女			※													☆
	計	人	人	※ 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	うつ状態児・者	人	人	※ 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							. 歳									
	(4) 利用・在籍年数別在在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男																★
	2.女																☆
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
[3] 障害支援区分別在在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過の施設入所支援、経過の生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計					
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
[4] 療育手帳程度別在在所者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計						
		人			人			人			● 人						
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害			人					
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
[6] 身体障害者手帳程度別在在所者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1級		2級		3級		4級		5級		6級		計			
		人		人		人		人		人		人		○ 人			
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在在所者数		1級			2級			3級			計						
		人			人			人			人						
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)			2. 統合失調症			3. 気分障害(周期性精神病、うつ病性障害など)			4. てんかん性精神病			5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)			
		人			人			人			人			人			
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		[10] 認知症の状況			1. 医師により認知症と診断されている人数			2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数			うちダウン症の人数						
		人			人			人			人			人			
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)		1. 矯正施設			2. 更生保護施設			3. 指定入院医療機関			計						
		うち3年以内			うち3年以内			うち3年以内			うち3年以内						
		人			人			人			人						
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと											人						

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13] - A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13] - B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13] - C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （ Condom・留置・膀胱ろう）	人	
	3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 排便	人	
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと		1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人
		2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人
		3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人
		4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人
[17] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18. 施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く		1. 同一法人敷地内で活動					人
		2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					人
		3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					人
		4. その他の日中活動の場等で活動					人
		計		●			人
[18] 成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象		1. 後見		2. 保佐		3. 補助	
		人		人		人	

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19] -A 2019 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の 1 年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)		
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等（主に単身）		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院（入院）		
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練（宿泊型）		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院（入院）		
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舍		19.その他・不明		5.特別支援学校（高等部含む）		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舍	※前年度 1 年間に新規で入所され た方の状況のみ計上してください。			6.小中学校（普通学級）		20.自立訓練		
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）				7.小中学校（特別支援学級）		21.就労移行支援		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型		
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型		
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計	
[19] -B 2019 年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 （平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の 1 年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること				
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)		
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院（入院）		
2.アパート等（主に単身）		15.自立訓練（宿泊型）		2.一般就労		16.精神科病院（入院）		
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舍		小計		5.特別支援学校（高等部含む）		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舍		18.死亡退所※		6.小中学校（普通学級）		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）	※前年度 1 年間に退所された方の 状況のみ計上してください。			7.小中学校（特別支援学級）		21.就労継続支援 A 型		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型		
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設				10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計	

[20] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと ハ. 「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること ホ. [19] -B、(2) 活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 （在所）年月	知的障害の程度 （別表 1 より）	年金受給の有無 （別表 2 より）	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 （月額）	就職時の生活の場 （別表 3 より）
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 介護保険サービスへの移行・併給状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表8より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[22] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間を調査すること
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[19]-B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	死亡場所 (別表9より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明	3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援		
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他	3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設		
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5	2. 要支援2 5. 要介護3	3. 要介護1 6. 要介護4		
別表7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 4. 訪問看護	5. その他		
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により 4. 家族の希望により 5. その他				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます